

# 平成28年塩尻市議会3月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年3月4日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

- 議案第 1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第11号 塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第12号 塩尻市行政不服審査法施行条例
- 議案第13号 塩尻市職員の退職管理に関する条例
- 議案第14号 塩尻市消費生活センター条例
- 議案第52号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 塩尻市過疎地域自立促進計画について
- 議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

### ○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

○欠席委員

なし

---

○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

○議会事務局職員

事務局長 百瀬 恵一 君 事務局次長 青木 隆之 君

---

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月の定例会の総務生活委員会を開会をいたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

**理事者挨拶**

○副市長 おはようございます。大変お忙しい中、総務生活委員会を開催をいただきましてありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、新年度予算初め、条例、その他、たくさんの議案の審査をお願いをしております。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。日程について、副委員長から説明をさせます。

○副委員長 今回の委員会は、本日と来週の月曜日7日になりますので、2日間にわたり審査を行いますので、よろしく願いいたします。また、月曜日の委員会審査終了後、総務生活委員会協議会を開催をいたします。それと、請願につきましては説明者が来庁しますので、月曜日の午後、最初に審査する予定であります。そして今回は、現地視察等は予定をしておりませんので、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくように御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、マイクのスイッチ等に気をつけていただくようお願いいたします。説明者、答弁者はワイヤレスマイクのスイッチを確認の上、発言をお願いしたいと思います。

---

**議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例**

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○収納課長 それでは、議案関係資料1ページをごらんください。塩尻市税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要といたしましては、徴収の猶予及び換価の猶予について、納付又は納入の方法、申請手続等に関しまして、地方税法の改正により条例で定めることとされたため、必要な事項を定めるものでございます。また、市税の減免に係る申請期限を納期限と同日とするものでございます。徴収の猶予は災害、病気、事業の休廃止等により徴収金を一時に納付できない事情があるときに計画的な分割納付を促すためのもので、換価は差押え財産を金銭にかえる強制的な手続を総称して換価と言いますが、今までの職権による換価の猶予に加えて一時に納付することにより事業の継続、生活維持が困難となる恐れがあるときなどに、納税者の申請による換価の猶予が新設され、同様に分割による納付が可能となりました。

それでは、1ページおめくりいただき、2ページの塩尻市税条例新旧対照表をごらんください。まず、第8条の徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法につきましては、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を原則毎月分割して納期限までに納める等の分割納付の方法。また分割による各納期限、金額を定めた場合や変更した場合は、猶予をする者に通知すること等を規定するものでございます。

次に3ページの下から6行目の第9条をごらんください。第9条は、徴収猶予の申請手続等につきまして、徴収の猶予、または徴収の猶予期間の延長を受けようとするときに徴収金を一時に納めることのできない事情、猶予を受けようとする金額及び期間等の申請書記載事項、また担保徴収基準及び申請書添付書類等を規定するものでございます。

次に5ページの一番下、同条第7項をごらんください。同項では猶予を受けようとする者が、申請書類の訂正や添付書類の提出を求められたとき、その期限を20日以内と規定するものでございます。これは換価の猶予申請においても同様となります。

次に1ページおめくりいただき、6ページの第10条をごらんください。第10条は職権による換価の猶予の手続等について、職権による換価の猶予、または職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を原則毎月分割して期限までに納める分割納付の方法。また、徴収金の分割による各納期限、金額を定めた場合や変更した場合は猶予をする者に通知すること。また、職権による換価の猶予に必要と認められるときに、滞納者に求める書類等を規定するものでございます。

同じ6ページの下から4行目の第11条をごらんください。第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等につきまして、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を原則毎月分割して納期限までに納める分割納付の方法。一時に納めることのできない事情、猶予を受けようとする金額及び期間等の申請書記載事項。また、担保徴収基準及び申請書添付書類等を規定するものでございます。また、その同条第1項には、換価の猶予申請における申請期限を徴収金の納期限から6カ月以内と規定するものでございます。

次に1枚おめくりいただき8ページの上から9行目の第12条をごらんください。第12条は徴収の猶予、職権による換価の猶予、または申請による換価の猶予をする場合に担保を徴する必要がある場合として、猶予に係る金額が100万円以下である場合、また猶予期間が3カ月以内である場合等を規定するものでございます。私からの説明は以上でございます。

○**税務課長** 続きまして9ページ以降は、市税の減免申請についての条例改正であり、納期限前7日としていた

ものを納税者有利の観点から納期限と改正するものでございます。第51条市民税の減免、第71条固定資産税の減免、第89条軽自動車税の減免、第139条の2の2第2項、特別土地保有税の減免についても同様であり、今回、市民課、長寿課の足並みをそろえて条例改正を提出していますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○柴田博委員 収納課長から説明のあった部分については、これまではどこに規定されていたのかということと、今までの決まりと、今改正しようとする部分で、これまでと変わった部分があれば、その辺はどこなのか、その辺を説明をお願いします。

○収納課長 今までも猶予のほうは地方税法の第15条に規定されておりまして、その手続方法につきましては、細かくは指定されていなかったんです。今度は、それを15条に大もとがありまして、それに伴って手続き等について、各条例で定めるということがなされたということです。だとしたら様式等も今度入ってくるということになっています。それとですね、今回の猶予の改正で変わった点ですが、1つは今までは換価の猶予、いわゆる差し押さえたものをお金にするときにですね、今までは職権で、この人はもう本当にいろんな財産調査等により猶予したほうが良いと、うちのほうで判断した場合だけやっていたけれども、今回は申請者がお金に換価されては困るということで、新しく申請による換価の猶予の申請というのが、新しく新設されたということでございます。あと変わった点はですね、今までは担保を求める、徴する必要があるれば50万円ってなっていましたけども、100万円までは換価を、いわゆる担保を求めてなくてもいいということと、それから3カ月以内であれば、やはり担保を徴しないということになりました。主は、そういった点でございます。

○柴田博委員 それとですね、今まで法律にあったやつを今度条例で規定するということですが、その条例に規定するに当たって、塩尻市独自に決めた部分というのがもしあれば、その辺をちょっと紹介していただければと思うんです。

○収納課長 いろいろ検討したんですけども、あんまりきつくしてもですね、余計猶予の申請が難しくなることがありますので、一応全県下、全国の状況を見ながら、県下とほとんどそうなんですけども、同じ基準になっ  
ております。

○柴田博委員 はい、いいです。

○委員長 ほかにはどうですか。

地方税法の一部の改正が27年3月31日ってということなんですけど、これまでに変わったのは、どんな理由なん  
でしょうか。

○収納課長 今まではですね、主なのはやはり病気とか、それから事業をやめたとか、そんなものですね。あと、  
済みません、27年に地方税法が変わっているんですけども、それに伴って県を初め、各市町村で条例を制定す  
るのは、28年4月から施行できるように条例を改正しなさいという規定がありましたので、今回の改正となり  
ました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第2号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 次に第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします、説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。議案関係資料の12ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど市税条例の一部改正にもございましたけれども、国民健康保険税の減免に係る申請期限を見直す改正をするものでございます。

概要については、減免に係る申請期限を納期限等と同日とするものでございます。

条例の新旧対照表は13ページをごらんください。条例の第29条第2項中、普通徴収につきましては納期限前7日を納期限に、特別徴収につきましては支払日前7日を支払日に、それぞれ改めるものでございます。

12ページに戻っていただきまして、条例の施行は平成28年4月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問ありますか。

○永井泰仁委員 基本的なことを聞きますけれども、この国民健康保険税の減免を受けようとする者はということで、どういう要件の人が減免の対象になるのか説明してください。

○市民課長 減免の該当につきましては、一応3項目ございまして、その年度中に所得が皆無になった、またはこれに準ずると認められる者というのが1点。それから被保険者の資格を取得をした日にですね、65歳以上の方で、それ以前はほかの方の被扶養者であった方、これが2点目。それから3点目としては、災害等特別の事情のある方という3項目が、減免要項になっております。以上です。

○永井泰仁委員 年次によって違うと思いますが、これは件数というか、人数というか、何件くらいですか。

○市民課長 減免の件数でございますが、先ほど3項目申し上げましたが、資格を取得した日にほかの方の被扶養者であった方という項目に該当した方しか近年おりませんで、平成27年度につきましては37件、平成26年度については44件というような状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 はい。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第3号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。議案第3号と議案関係資料の14ページをあわせてごらんをいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

まず提案理由でございますが、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与改定並びに常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要に入ります前に、今回の人事院勧告の内容につきまして、少しお時間を頂戴いたしまして、概要を説明させていただきます。昨年8月6日でございますが、人事院は国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与及び勤務時間について勧告を行ったものでございます。例年、こういった場合臨時国会で審議されまして、法律の公布等が行われるわけでございますが、今回は臨時国会ではなくて1月の通常国会で審議をされまして、法律が公布されてまいりました。

内容でございますが、月例給につきまして、民間給与が公務員給与を上回る結果となったと。そしてまた、特別給、これはボーナスでございますが、ボーナスについても民間が公務を上回ったことから、俸給表の水準の引き上げ及びボーナスの支給月数の引き上げを勧告したということでございます。月例給につきましては人事院の調査によりますと、官民の給与を比較した結果、民間企業の賃上げ状況を反映いたしまして、公務員給与が民間給与を平均1,469円、率にいたしまして0.36%下回っておりました。一方ボーナスでございますが、直近1年間の賞与の支給割合を比較いたしました結果、業績回復を背景といたしました民間事業所における好調な支給状況を反映いたしまして、民間の支給割合は4.21カ月と、公務員の年間支給月数4.10カ月上回っておったということでございます。これらの状況を踏まえまして、民間給与との格差、これは1,469円、0.36%でございますが、これを埋めるために俸給表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引き上げるものでございます。また、特別給のボーナスを0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分するものでございます。月例給を平均0.4%引き上げることとしたところでございますが、実際に俸給表による引き上げは280円でございますが、地域手当の前倒しで1,156円などとなっております。また、期末勤勉手当

は0.1カ月引き上げるものでございます。

それではまず、概要の(1)でございます。一般職の職員の各給料表の給料月額につきまして、若年層に重点を置いて引き上げるものでございます。1級の初任給を2,500円引き上げまして、若年層においても同程度の引き上げを行い、また平均で0.4%の改定ということでございます。

次に概要の(2)でございますが、医療職給料表につきまして、給料月額の改定とともに医療職給料表の3を削るものでございます。この医療職給料表の3につきましては、課長の該当者がいないため、本市では削りたいというものでございます。

次に概要の(3)でございます。地域手当の支給割合でございますが、100分の3から100分の5に引き上げるものでございます。なお、人事院勧告による地域手当につきましては、26年人勸では、27年度に4%、28年度に5%、29年度6%ということでございましたが、27年度人勸では、1年前倒しで実施をするということでございまして、27年度4%、5%、28年度は5%、6%ということで、1年間前倒しということでございました。なお、本市では26年度人勸は未実施のままでございまして、3%でございました。

次に(4)でございます。勤勉手当と期末手当の年間の支給割合につきまして、次のように改めるものでございます。まず、一般職の職員につきましては、期末手当の年間の支給割合を100分の150から100分の160に引き上げるというものでございまして、その15ページの参考の事例を見ていただきますれば、一番上の1でございますが、こちら課長以下の表でございますけれども、28年度になりますと均等して、100分の80ずつで100分の160という割合でございまして、そのかわり27年度はその分を12月で100分の85支給という形でございます。次、イでございます。常勤の特別職の職員及び議会の議員につきましては、期末手当の年間の支給割合を100分の310から100分の315に引き上げるものでございます。こちらにつきましても、今の15ページの参考の一番下の5番でございますが、こちらが市長、副市長と市会議員の皆さんのケースでございますが、28年度には100分の315ということでこのようになりますが、27年度では12月に100分の167.5ということで支給をしていくものでございます。これにつきましては、後ほど議案の中で説明をしていきたいと思っております。

それでは、議案関係資料の次の16ページ以降をお開きをいただきたいと思いますが、先ほどの議案のほうもあわせてごらんいただければありがたいと思います。まず、16ページの1条関係でございます。こちらは31条に勤勉手当の額につきまして、記載しておるものでございますが、このことにつきましては、戻りますと27年度支給の割合を記載してあるものでございます。

そして、17ページの附則5でございます。これは、本文中は改定はございませんが、これは55歳以上の職員につきまして30年3月31日までの間、1.5%の減給をしているよというものでございますが、この附則5の中の表にですね、右の現行のところでございますが、医療職給料表の(3)の6級というのがあります。これにつきましては、実際にその職員がおらないということでございますし、今後もないということでございまして、これを削りたいというものでございます。

次の18ページをお願いいたします。こちらは、今の附則5にありました55歳で減給1.5%の職員に関するものでございますが、勤勉手当の額の関係で、今の55歳以上で1.5%減給されているものの、その減給されている中には勤勉手当のものも入っておりまして、この勤勉手当の減額されている額にですね、12月に支給

する場合には、その1.275というものを掛けて得た額を減じることによって、成績優秀者に対する勤勉手当の額を確保していくというものでございます。

次に、議案の1ページの一番下のほうに別表1から別表2、またそうですね、医療職の関係と、この給料表の表がございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように平均0.4%ということで改定した表となっておりますので、お願いをいたします。

次に第2条関係になります。議案のほうでは第2条からは12ページになりますので、あわせてごらんをいただきたいと思いますが、議案関係資料では19ページになります。第2条の関係は、まず地域手当の額につきまして、100分の3を100分の5とするというものでございます。そして、勤勉手当の額につきまして、この改正は100分の80と、これが先ほどの参考事例にありました一番上の表の100分の80を6月、12月に支給していくというものをここに記載してあるものでございます。これは28年4月1日施行ということになっております。

次に20ページの附則の8でございます。先ほどの18ページの第1条関係で、12月支給を変更した改定がございましたが、それを均等にするようになっておりますので、お願いいたします。

次に第3条関係でございまして、これは特別職の職員等の給与に関する条例でございますが、これが特別職の期末手当の額につきまして、率を改定する表記でございます。

次に第4条関係、22ページでございますが、これは4月1日施行となるものでございますが、先ほどの一番最初に見ていただいた参考事例の一番下の欄にあるように、こういった支給割合で28年度行っていくという規定でございます。

次に第5条関係でございます。塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の関係でございますが、これも今、直前にごらんいただいた表と同じように、議会の議員さんの皆様方の期末手当の支給の規定でございます。

そして、次の24ページの第6条関係になりますが、これが先ほどの15ページの一番下の表の28年度の支給割合の6月と12月の支給の割合を改正した点でございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 済みません、よくわからないところあるんですけども、端的に総額でいくと、この人働分で幾らふえるということになりますか、賃金。

○人事課長 約3,000万円でございます。給与と期末勤勉手当の関係で3,000万円。そして、地域手当の関係で約3,620万円という試算をしております。以上でございます。

○柴田博委員 今、3,620万円ということで地域手当の関係ですけど、実際には個々に見たら100分の3から100分の5になることによって、大体どれぐらい上がるわけです。

○人事課長 少しお時間ください。計算しております。

○総務部長 給与の2%ですので、平均30万円とすれば6,000円ということになります。

○柴田博委員 その分だけ上がる。

○総務部長 そうです。

○委員長 ほかに、どうですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第4号でございます。議案関係資料の25ページと議案の第4号のほうをあわせてごらんをいただければありがたいと思います。議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、まず提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、この4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございます。まず1点でございます。級別標準職務表を規定するというところでございまして、従来規則にありましたものを条例に記載しなさいということございまして、こういった改正をするものでございます。2点目でございます。人事行政の運営等の状況の報告に係る規定を整備するというところでございまして、これは人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、後ほど説明いたしますが改正するものでございます。3番でございますが、引用する条項を次の条例につきまして改正していくものでございます。

新旧対照表は後ほど御説明いたしますが、条例の施行でございますが、28年4月1日からということでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。26ページでございます。まず、第1条でございます。これは法律のほうが項の変更がございましたので、引用を24条の第5項というふうに変更するものでございます。

次に第5条の2でございます。現行のほうにございますが、5条2の下のほう、その分類の基準となる標準的な職務の内容は市長が別に定めるということが従来ございまして、これにつきましては、塩尻市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則、ここに定めておりました。これにつきまして、この給与に関する条例に定めようということございまして、これを別表3に定めていくものでございます。この別表3は下にありますが、後ほど御説明をいたします。

そして30条でございますが、こちらのほうには、勤勉手当の支給の関係でございます。今までは、その者の勤務成績という記述だけでございましたが、法の規定にあわせまして、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びということで、法の記載にあわせて記載したものでございます。

次に27ページ以下でございますが、こちらに先ほどの第5条の2の級別標準職務表を記載してございます。

1として一般職の職務の表でございます。その下に医療職給料表の(1)がございます。次の28ページには、医療職給料表の(2)がございます。また29ページには、医療職給料表の(3)ということで、このように従来規則にあったものを条例に記載して、しっかり規定していくというものでございます。説明は以上でございます。

申しわけございません、ありました。次に第2条関係でございます。30ページでございます。こちらが先ほどの議案の法律による項の繰り上げがございましたので、まず塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の第1条の改正をしてございます。

また第3条につきましても、やはりこれも法律の項の繰り下げでございまして、塩尻市職員の旅費等に関する条例でございます。

次に第4条関係におきましても、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例につきましても、法律の項の繰り下げによりまして、改正をするものでございます。

そして、第5条関係でございます。これは塩尻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。この規定につきましては、今この第3条から掲げてございますが、この条例におきまして第1条にですね、この条例は地方公務員法の規定に基づきまして、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるということが書かれておりますし、2条では、任命権者は毎年7月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営と状況を報告しなければならないということでございまして、その内容をこの3条に書いてございます。改正案の第3条の2号でございます、まず、職員の競争試験及び選考の状況、これが新たに加わっております。また、3号の職員の人事評価の状況、これも加わっておるところでございます。また、6号の職員の休業に関する状況、これも加わっております。また、9号の職員の退職管理の状況、これにつきましても加わっておるものでございます。

次に34ページでございますが、公平委員会の記述がございます。右の現行欄の第5条の1号を見ていただきたいんですけども、職員の競争試験及び選考の状況という規定がございます。しかしながら、公平委員会では職員を採用してございませぬので、この1号を削りたいというものでございます。

なお、先ほどの、この人事行政の報告の関係でございますが、公表につきましては、市の広報だとか、インターネットを利用して閲覧してもらおうというような方法が規定されておりますので、お願いいたします。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問ありませんか。

○**永田公由委員** 26ページの関係ですけども、人事評価とか勤務状況というのがありますが、塩尻市の人事評価の内容とか、勤務状況、これは皆勤する人が一番いいんですけども、どの程度までこういったものに反映されるのか、その段階があるのかどうか、その辺はいかがですか。

○**人事課長** 担当の係長から御説明申し上げます。

○**職員係長** 当市の人事評価の反映についての御質問でございます。当市の人事評価制度につきましては、国の評価制度にほぼ倣いまして、職員の業績評価、それから能力評価という2本立てで行っております。業績評価につきましては、今ここで勤勉手当の支給に反映する部分は、業績評価を用いております。これにつきましては、4月から9月、そして10月から3月、6カ月の期間を評価期間といたしまして、目標管理という手法を用いて

おります。6か月間の間に業務の中で達成すべき目標を個々に定めまして、その達成状況につきまして、自己評価及び考課者による考課を行うということでございまして、この結果につきましては評点として5段階の評価をいたします。その結果を持ちまして、直近の評価結果を6月の勤勉手当と12月の勤勉手当に反映をするということでございまして、5段階でするので中位ですね、1から5としますと3につきましては標準でございますし、4、5、あるいは2、1につきましては、勤勉手当の増と減を図ると。こういう形で行っております。そのような御趣旨の質問でよろしかったでしょうか。

○永田公由委員 するとその勤務状況に応じてというのは、どの程度までこういったものに反映されてるわけですか。

○職員係長 勤務状況につきましては、その対象となる期間の出勤状況でございまして、基本的には休暇を取得する場合には減算されませんが、休暇を上回って欠勤になった場合、あるいは産前産後休暇ですとか育児休業、あるいは療養休暇等で勤務ができなかった期間につきましては、定めのある基準によりまして減額をすることによって取り扱いをしております。

○永田公由委員 はい、いいです。

○柴田博委員 27ページの級別の標準職務表ってやつですけども、もし一覧表があつてすぐわかるなら一般職の場合だけでいいですけども、1級から8級まで何人ぐらいいるのかちょっと教えてもらえるとありがたいですけど。

○人事課長 後ほど明記してお渡ししたいと思います。

○柴田博委員 お願いします。

○副委員長 ちょっと確認をしたいんですが、さっきの議案第3号のところ、17ページ右下のこの医療職給料表はないし、今後も該当しないんで、これは外すという説明であったと思うんですが、この29ページにくと表の中に給料表(3)がありますが、これとの整合というのはどうなるんですか。

○人事課長 先ほどの17ページで医療職給料表の3の6級がないので削除したんですが、6級という課長職なんですが、課長級の者はいないので、17ページの附則第5号では、不要なのでこの分は削除させてもらいたいというものでございました。以上でございます。

○副委員長 はい、わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 条例改正には直接関係ないですけども、この公平委員会の関係ですが、最近、不利益処分に関する不服の申し立てとか、勤務条件に関する申し立て等々はありませんか、あるいは何件くらい出てますか。

○選挙管理委員会事務局長 今のところ出ておりませんので、ありません。

○永井泰仁委員 ないってことだね。この委員は大体何人で構成をされてますか。

○選挙管理委員会事務局長 委員さんは全部で3人で対応しております。

○永井泰仁委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第5号でございますが、議案関係資料の35ページをお願いいたします。議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合における傷病補償年金及び休業補償の調整率を0.86から0.88に引き上げるものでございます。なお、この点につきましては、12月定例会の第1号にございますが、塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例で同じような改正ございましたが、そのときには、今回のものについては改正がなかったものでございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

条例の新旧対照表は後ほど御説明申し上げますが、条例の施行は28年4月1日でございます。

それでは、1枚おめくりいただいて36ページ、新旧対照表でございますが、これにつきましては、附則のこの第5条につきましては、年金たる補償につきまして先ほども申し上げましたが、他の法令による年金、そういった給付が支給される場合の調整率を規定しているというものでございまして、まず1項の傷病補償年金につきましては、その中欄にあります障害厚生年金、こういったものから併給されるという場合は、こういった0.88という調整率を掛けたもので支給しなさいというもの1点でございまして、37ページの2項でございます。休業補償の額でございますが、これにつきましても同一の事由で、ここにあります障害厚生年金、こういったものが支給される場合は、この条例に補償の額がありますが、0.88という調整率を掛けて得た額とするというものでございまして、併給規定を解消するものというものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○永田公由委員 2点お願いします。議会の議員その他非常勤の職員とは、どういった方を指すのか。それからまた、この対象者は塩尻市にはいるのかどうか。

○人事課長 まず非常勤の職員でございますが、嘱託員ということでございまして、該当する者はいないということでございます。以上でございます。

○永田公由委員 これ、臨時職員は対象にならないわけ。

○人事課長 臨時職員につきましては、該当にはなっておりません。

○委員長 よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第6号 塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第6号塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第6号でございますが、議案関係資料の38ページをお願いいたします。塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず提案理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律が28年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございます。この法の改正によりまして、義務教育学校というものが規定されました。この義務教育学校というものは小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類だというふうに規定されておりますが、この義務教育学校の前期課程に、前期課程というのは小学生でございますが、前期課程に就学する子を養育する職員について、早出遅出勤務を請求することができるというものでございます。

新旧対照表は後ほど御説明申し上げますが、条例の施行でございますが、28年4月1日でございます。

それでは、39ページの新旧対照表をお願いいたします。この第5条の2でございますが、ここは育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の状況を規定した条でございますが、5条の2でございますように、子供を養育するために親が請求した場合ですね、公務の運営に支障がある場合を除きまして、市長は早出遅出勤務をさせるものとするという規定でございますが、1号が略されておりますが、ここにはですね、小学校就学の始期に達する前の子のある職員。これはですから保育園、小学校に入る前の子供ですね、保育園以下でございますが、そういった子供のことを1号で言うております。これは略されておりますが、2号でございます。小学校と義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している者も含めるというものでございます。なお、市長が規則で定めるものという規定がございます。これは、例えば規則に記載してございますが、例えば放課後児童健全育成事業を行う施設、そういったものに、例えば多分放課後児童クラブとか、そういったものだと思いますが、そういったところに子供がその事業を利用して、そこへ子供が出向くため、あるいは見送るため、そのために早出遅出勤務を請求するというものでございます。なお、現在小中一貫教育を行っております塩尻市辰野町中学

校組合と辰野町塩尻市小学校組合につきましては、これには該当しないというふうに聞いておりますので、お願いいたします。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○**永田公由委員** 早出遅出勤務とありますけども、これは本人が希望すれば1時間でも2時間でも3時間でも早く出たり、遅く出たりということが可能になるわけですか。その辺の規則というのはあるわけですか。

○**人事課長** しばらくお時間いただきたいと思います。

○**委員長** ほかに、先に少しあれしてもらってよろしいですか。でも、同じとこでね、担当課は。どうですか。

○**中原巳年男委員** 今、課長の説明で両小野小中は対象にならないということでしたけども、対象になる場合には、どういう形になっていけば対象になるわけでしょうか。

○**人事課長** 両小野小中につきましては、組合立ということでございまして、それぞれ別々の組合の小中一貫校という特殊な、どうもケースだそうでございます。これを何とか解消したいというようなことをどうも考えてはいらっしゃるようでございますので、そういったことで違った組合立ということでございます。これを解消するために国のほうは幾らか考えてくださっているってことを聞いております。ちょっと詳細は存じ上げませんが、以上でございます。

○**柴田博委員** 今の関係ですけども、両小野小学校の場合には、この(2)の小学校というところに入るわけですか。

○**人事課長** そのとおりでございます。

○**柴田博委員** もう1点、先ほど説明があった市長が規則で定めるものっていうのは、よく意味がわかんなかったんですけど、要は(2)のところ、小学校の子供がいる場合や、あと変更部分のところにいる職員があって、その人が申請しても市長が規則で定める事例に該当しないとだめだよっていう、そういうことを言っているんですか。

○**人事課長** 委員おっしゃるとおりでございまして、規則の中に事業だとか施設のことが実は明記してございます。例えば、先ほども申し上げましたが、放課後等デイサービスを行う事業の施設とか、これは多分障がいをお持ちの方が利用するようなどとか、放課後児童健全育成事業を行う施設とかですね、子育て援助活動支援事業における援助を受ける場所とかですね、そういった幾つかのところを列記してございまして、そこに当該子供が事業を受けているというときに、親が遅出早出を申請することができるということでございます。

もう1点、済みません、先ほどの小中一貫校の関係で両小野の関係でございますが、それぞれ組合立で別の学校でそういった小中一貫の事業をしていると、教育をしているということでございますので、済みません、ちょっと説明が間違いましたが、よろしく申し上げます。

○**永井泰仁委員** この第5条の2の中で、公務の運営に支障がある場合を除きということですが、この公務に支障があるかないかというのは、これは現場の施設長というか、誰が最終的に判断をしますか。例えば、申請が出てきた場合に。

○**人事課長** まずは所属長の判断があろうかと思います、もちろん。そういったことで、やはり支障のある場合は、申しわけないというふうなことになるかと思っております。以上でございます。

○永井泰仁委員 それで申し出をした人と、それから所属長と見解が違って、このぐらいのことは認めてくれてもってというような、そういうようなことが生じた場合には、どっかで調整をするとか、あるいは最終的には市の市長判断ですか、どういうことになりますか。

○人事課長 それぞれケースがちょっと異なるわけでございますけども、これは例えば、心身障がい児の方とかですね、事情を持った方のケースがあると思いますので、所属長は理解を示して行くべきところかなと推測いたします。以上でございます。

○委員長 さっきのあれはまだ回答もらってなかったですよ。

○人事課長 先ほどの取得時間の件がございました。特に時間は規定されておりませんが、常識の範囲内ということだと思います。以上でございます。

○永田公由委員 それは、ある程度規則の中で決めておいたほうがいいと思うよ。それとあれですか、今現在、この条例というか、早出遅出勤務をとっている職員というのはいらっしゃるんですか。

○人事課長 現在はおりません。

○委員長 どうします、今の。

○永田公由委員 今言ったようにね、時間、ある程度規則の中で縛ったほうがいいっていうのは、私のほう要望としておきますので、また検討してみてください。

○委員長 じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

○人事課長 先ほど各級の人数についてございまして、済みません、今、数字がまいりましたので報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○人事課長 お願いいたします。まず1級でございます。27ページ一般職でございます。まず1級でございますが、121人。2級でございますが、77人。3級が139人、4級が109人、5級が40人、6級が60人、7級が3人、8級が13人でございます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 はい。

○委員長 それでは、10分間休憩を。

○永田公由委員 これは、あれですか。水道事業部も入っての数字ですか。

○人事課長 全ての職員でございます。以上でございます。

○委員長 じゃあ、10分間休憩いたしますので、11時20分までお願いします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

### 議案第7号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第7号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 議案の説明に入ります前に、この条例改正案を含めまして庶務課所管の条例改正案に共通する事項としまして、平成28年4月1日に施行されます国の法律であります行政不服審査法の改正に基づくものが幾つかございます。そのため、最初に行政不服審査法等の改正概要について説明をさせていただきたいと思っております。ここで、参考資料を配付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 事務局、お願いします。

○庶務課長 よろしいですか。それでは、ただいま配付しました資料の1ページをごらんいただきたいと思います。行政不服審査法の概要を説明する資料となっております。この法律は行政庁、行政庁とは国と地方公共団体のことを言いますけど、が行う処分、それから、その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てについての一般法という位置づけでございます。また、この法律は国・地方を問わず行政庁の処分に幅広く適用となります。また、この法律は国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としております。下の図は平成23年度における法に基づく不服申し立ての状況を示したものでございます。国においては、社会保険関係及び国税通則法に関するもののウエートが高く、右側の地方公共団体におきましては、情報公開条例に基づくものが一番多く、全体の37.4%を占めている状況でございます。

2ページをお願いします。めくっていただいて、行政不服審査法等の改正がありました。その改正概要でございます。現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上本格的な改正は行われておりませんでした。しかし、この間に国民の意識が変化したため平成5年には行政手続法の制定、平成16年には行政事件訴訟法の改正等の関連法が整備されたことに加えまして、今回公正性・利便性の向上等の観点から時代に即しての抜本的な見直しをなされ、法律の全部改正が行われ、この4月1日に施行となるということでございます。

次に資料の中段の経緯の欄は記載のとおりですので省略させていただきます。その下、法改正の概要でございますけど、何点かございます。1つは不服申し立て構造の見直しとしまして、不服申し立ての種類を審査請求に一元化します。それから、公正性の向上のために審判員制度を導入。それから、行政不服審査会等への諮問手続を新設。審査請求人等への手続保障の拡充を図ります。次に使いやすさの向上策としまして、審査請求期間を3カ月に延長。それから迅速性の確保等を図ります。次に救済手段の充実・拡大としまして行政手続法、別の法律ですけど、が改正され、処分等の求め、行政指導の中止等の求め等の手続が新設されました。この部分につきましては、昨年の3月議会におきまして、塩尻市行政手続条例の一部改正を可決していただきまして、昨年4月1

日から施行しております。

次に3ページになりますけど、このページは不服申し立て構造の見直しについて示したものです。主な変更点は、不服申し立て累計を図の水色の部分、審査請求に一元化すること。審査請求期間を図の下向きの黄色い矢印の部分ですけど、3カ月以内に延長することです。

続いて4ページお願いします。このページは心理・裁決の公正性の向上について示したものです。主な変更点は原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行うといったもので、図の中心部の茶色の部分ですが、審理員制度の導入を行います。また、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問をする手続、図の上の部分になりますけど、これを導入するというものです。

以上、国の法律であります行政不服審査法を中心に改正説明をさせていただきました。基本的に国及び地方公共団体に対してなされる審査請求に関しましては、この法律に基づき裁決が行われます。また、今回この法律の中に、新しく地方公共団体にこの法律の規定による事務を処理するために機関を置くということで、先ほどの茶色の部分が規定されましたので、後ほど議案第12号で塩尻市行政不服審査法の施行条例の新設をお願いすることとなります。

5ページをお願いします。このページは、塩尻市の情報公開及び個人情報保護に関する審査会について示したものです。主な変更点は、審査会の名称を情報公開審査会から情報公開・個人情報保護審査会へ変更することと、現行の情報公開条例から情報公開審査会の設置に関する部分を抜き出しまして、後ほど議案第11号でお願いいたします塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例の中へ移行することといたします。この審査会において、審査対象となる情報公開及び保有個人情報の開示に関する審査請求は、今までの実績を踏まえまして、手続上審理員の指名が必要となる行政不服審査会の審査ではなく、現状を引き継ぐ情報公開・個人情報保護審査会で専門的に審査していただくこととなるため、結果として審理員を指名しないことといたします。このような内容を踏まえまして、前置きが長くなりましたけれど議案関係資料40ページをお願いいたします。

それでは、塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例です。先ほどの説明の中では5ページの部分にかかわる部分の一部改正となります。提案理由は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正を行うものでございます。

概要としましては、(1)として先ほど説明いたしました理由により、審査請求がされた場合の審理手続において、審理員の指名を要しないこととするもの。(2)としまして、審査請求があった場合の塩尻市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に係る規定を整備するもの。(3)としまして、事案の移送、第三者の意見書の提出、裁量的公開等に係る規定を整備するものでございます。

また、この条例の施行は、平成28年4月1からとするものでございます。

では、各条ごとに改正内容を説明いたしますので41ページをお願いいたします。第6条第2項の改正は、条ずれの改正と用語の整理をするものでございます。

第7条の改正は、第1項で他の行政機関、ここで言う行政機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員・農業委員会、固定資産評価委員会及び議会を指します。この他の実施機関において公開決定等を行うことについて正当な理由がある場合には、事案の移送が可能であること。また、移送した場合には、請求者にその旨を書面で通知すること。

4 2 ページで第 2 項でございますけど、事案の移送があった場合には、移送を受けた実施機関が公開決定等を行うこと。また、移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなすこと。

第 3 項で移送を受けた実施機関が公開決定をした場合は、その移送を受けた機関が公開を実施し、移送前の実施機関は必要な協力を行うことといたします。

4 3 ページで表の右側になりますけど、現行第 8 条から次の 4 4 ページの表の右側の現行第 1 1 条までの改正は、各条を 1 条ずつ繰り下げる改正を行うものでございます。

4 2 ページに戻っていただいて、表の左側新条例第 8 条でございます。見出しを第三者に対する意見書提出の機会の付与等としまして、第 1 項で情報公開を求められた情報の中に実施機関、国、他の地方公共団体、請求者以外、いわゆる第三者の情報が記録されているときは、第三者に意見書の提出する機会を与えることができること。

4 3 ページの第 2 項では、第三者に提出の機会を今度は与えなければならない場合としまして、1 号で公開請求されている情報に第三者の情報が含まれ、その情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要と認められる場合。第 2 号で第三者の情報が第 1 3 条に定める、第 1 3 条は公益上特に必要があると認める場合を指しますけど、といたします。

第 3 項では、第三者が当該情報の公開に反対の意見を表示した場合は、公開の決定日から公開の実施日まで、少なくとも 2 週間の期間を置くこととし、実施機関は公開後直ちに意見書を提出した第三者に公開決定した旨、その理由、公開を実施する日を書面で通知することといたします。

次に少し飛んでいただいて 4 5 ページの表の右側をお願いします。現行の第 1 2 条は表の左側新条例第 1 5 条としまして、表の右側の現行の第 1 3 条及び 1 4 条は削除をいたします。

4 4 ページに戻っていただいて表の左側、新条例第 1 3 条になりますけれども、新たに追加する項目で見出しを公益上の理由による裁量的公開とし、公益上特に必要があると認めるときは情報公開ができることといたします。

4 5 ページで表の左側、新条例第 1 4 条も新たに追加する項目で、見出しを情報の存否に関する情報としまして、情報の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開したことになってしまうような場合には、情報公開請求を拒否することができることといたします。

少々飛んでいただいて 4 8 ページ表の右側、現行の第 1 5 条から第 1 9 条までは、新条例の第 2 0 条から 2 4 条に繰り下げをいたしまして、現行の第 2 0 条は新条例に引き継ぐため、この条例からは削除することとします。

恐縮ですが 4 6 ページに戻っていただいて表の左側、新条例の第 1 6 条は新たに追加する項目で、見出しを審理員の指名の適用除外とし、公開決定及び公開請求に係る不作為の請求は、審理員制度を適用しないことを。

新条例第 1 7 条審査会への諮問は、第 1 項で公開決定、または公開請求に係る不作為の審査請求があったとき、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしないケースといたしまして、1 号で審査請求自体が不適法であるため却下をする場合。それから第 2 号で、裁決で審査請求の全部を認容して、全部を公開する場合といたします。

第 2 項では審査会に諮問する場合は、審査請求書に加え処分庁による弁明書、また申請者による反論書や参考人による意見書の提出があった場合には、その文書も添えることとするものです。

4 7 ページの新条例の第 1 8 条、諮問をした旨の通知は、第 1 号から第 3 号に規定する関係者に、それぞれ諮

問をした旨の通知をすることを定めるものです。

48ページ新条例第19条、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続は、第8条第3項の規定、これは実施機関が第三者に意見の提出の機会を与えた場合において、第三者から反対の意思表示があった場合、公開決定日と公開実施日の間を少なくとも2週間置くことを言いますけど、この規定を準用する場合といたしまして、第1号で公開決定に対する第三者からの審査請求の却下、棄却をする裁決。第2号で審査請求に係る公開決定等を変更して、第三者である参加者が当該情報の公開に反対の意思を示している場合の情報を公開する旨の裁決がされた場合とするものです。

大変わかりにくかったかもしれませんが、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

○永田公由委員 そうすると今度の改正後は、いわゆる今までであった審査会というのはなくなって、新しい審査会のようなものをつくると、こういうことですか。

○庶務課長 審査会は、また後ほど新しく新設条例のところでお願いはいたしますけれど、規模、内容については現状と同じものでございまして、この条例からは設置部分は外しまして、新しい設置条例のほうに移行させていただいて、構成要因等、あと内容については同等ということでございます。

○永田公由委員 それから、もう1つですけど、公開請求された情報の中に第三者のいわゆる個人情報が入っていて、それでも公開を決定した場合、その個人情報保護条例との、何て言うの、整合とか、そういったことはどうなるわけですか。

○庶務課長 情報公開請求の中にですね、おっしゃるとおり第三者の個人情報が入っていた場合は、先ほども触れましたけれど、人命にかかわる部分とかそういうことがない限りは、その部分は個人情報で保護されておりますので、公開請求があってもですね、基本的に公開はできないということになるかと思えます。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

○柴田博委員 よくまだ理解はできてないわけですが、何か具体的な事例で、こういう場合にこういうふうになるってようなことが、もし説明できればちょっとお願いしたいんですよ。

○庶務課長 例えば現状において、情報公開請求は何びともできることになっておりますので、どなたかが情報公開請求をされたら、今まででしたら、それに対してうちが情報公開しますよとか、情報公開はできませんよとか、裁決をして御通知申し上げますね。その内容に対して意義がおりになった場合には、この審査請求がされるわけですね。そうすると審査請求がされた場合には、現状ですと情報公開審査会にかけてですね、その審査請求の内容を認めるのか、それとも当初判断のとおり、そのままこの場合は棄却するのかという判断をしていただく委員会が現在存在しております。ただしこの委員会については、情報公開だけではなくて個人情報保護の開示についてもですね、同様のケースで審議をしていただくものですから、現在行っている内容にあったような名称に変更をしたいというのが1点という部分もございます。そのようなところでよろしいでしょうか。ほかに。

○副委員長 もうちょっと。

○庶務課長 もうちょっとですか。あとですね、例えばケースとしまして、情報公開決定の今度新しい条例になった場合ですけど、情報公開請求された中に第三者に関する情報があったとした場合ですね、個人情報に触れな

い範囲で開示をするのかどうかという場合があったとすれば、それは第三者に対して意見を求めると。そして求めた場合に第三者がですね、そこは開示してほしくないというような内容があった場合には、実際情報公開請求をされた人に出す文書、いつ情報公開しますよってという日にちを決めて通知をするわけですけど、その間は2週間置いてですね、第三者が異議申し立てできるような期間を保障するというところでございます。

○永田公由委員 48ページのところで、いわゆる罰則規定が改正案ではなくなっているんですけど、それはどういう理由ですか。

○庶務課長 この条例からは情報公開審査会の組織とか委員の部分は削除いたしましたので、この罰則というのは、その委員に対してかけられる罰則でございますので、新しい条例のほうに引き継ぎますので、ここからは削除させていただくという理由でございます。

○委員長 よろしいですね。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第8号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第8号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 議案関係資料の49ページをお願いいたします。塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例です。

提案理由は、先ほどと同様でございまして、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正を行うものでございます。

概要は、(1)としまして、審査請求がされた場合の審理手続において、審理委員の指名を要しないこととするもので、先ほどの情報公開条例の一部を改正する条例と同内容でございます。それから(2)としまして、開示決定等の内容に関して審査請求があった場合には、先ほど来申し上げております塩尻市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しますが、その諮問に係る規定を整備するものです。また、(3)として、第三者からの意見書の提出に係る規定を整備するもので、先ほどの情報公開条例の一部改正と同様に、第三者からの意見提出があった場合の取り扱いを定めるものでございます。

また、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

では、各条ごとに改正内容の御説明をいたします。50ページをお願いいたします。塩尻市個人情報保護条例

の新旧対照表でございます。目次の改正は、不服申し立てを審査請求に改め、それから条ずれの改正をするものです。

第7条の改正は、審査会の根拠を塩尻市情報公開条例の第14条から新たに制定いたします塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例の第1条に改めるものでございます。

第19条の改正は、見出しを第三者情報の取扱いから第三者に対する意見書提出の機会の付与等に改め、第1項で情報公開請求に係る保有個人情報に実施機関、国、他の地方公共団体、請求者を除くいわゆる第三者の情報が含まれるとき、当該第三者に当該第三者の情報の内容、実施機関の定める事項を通知しまして、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができるということで、先ほどと同様です。

51ページ第2項では、第三者の意見書の提出の機会は与えなければならないという場合として、先ほどと同様の内容でございます。

第3項では、第三者が当該情報の開示に反対の意見書を表示した場合の対処法を定めるものでございます。

52ページで、第3章でございますけど、行政不服審査法の改正に伴いまして、不服申し立てを審査請求に改めるものです。

第32条の改正は、先に説明しました審理員の指名の適用除外とし、審理員制度を適用しないものといたします。

少し飛びますが54ページ右側の表で、現行の条例の第33条から第41条までは、新条例の第36条から44条までに繰り下げを行うものでございます。

戻っていただいて52ページになりますが、表の左側、新条例第33条審査会への諮問でございます。第1項で開示決定、それから訂正決定、利用停止決定、又は開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を必要ないケースといたしまして、第1号で請求自体が不合法であり、却下をする場合。それから第2号で、裁決で審査請求の全部を認容して、請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合といたします。53ページ第3号で、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をする場合と、あと第4号で、審査請求の全部を認容して、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をする場合なども、これに含まれます。

第2項では、審査会に諮問する場合に添付すべき書類として、先ほど来と同内容のものでございます。処分庁による弁明書、それから提出があった場合の申請者による反論書、それから参加人による意見書などでございます。

新条例第34条は、第1号から第3号に、それぞれ規定する関係者に諮問した旨の通知をするものを定めるものでございますし、新条例第35条は準用でございます。これは、第1号の開示決定に対する第三者からの審査請求を却下する場合や棄却の裁決をした場合。それから第2号の審査請求に係る開示決定を変更し、当該第三者に関する情報の開示に当該第三者が反対の意思を表示している情報を含む保有個人情報を開示する旨の裁決をした場合は、19条第3号に定めるとおり2週間の期間を置くこと。また関係者に対し書面による通知を行うこととするものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 最近あれですか。この行政の不服申し立てというのはありますか、例として。

○**庶務課長** 異議申し立てでございますけれど、最近ですと27年度が1件、26年度が1件、その前は24年度に1件という状況でございます。

○**永田公由委員** どんなあれ。

○**庶務課長** 異議申し立てでございます、実際には個人情報保護の開示ではなくてですね、行政処分に対する異議申し立てという解釈でよろしいですか。今年度は、いわゆる滞納処分にかかわるもの。それから26年度は希望する保育園の入所がかなわなかったというもの。24年度は法人市民税の賦課に対するものがございました。以上でございます。

○**永井泰仁委員** この第三者がいろいろな意見書や何か提出ができるということですが、これは所在が判明しないという場合はだめだということで、これは要するに市内にしっかりと住んで住所登録があって、それで何のたろべえという、そういうはっきりした者でないと要するに第三者といっても、それは全然認めないという、こういう見解ですか。

○**庶務課長** ここで言う第三者はですね、まず先に個人情報の開示のところからちょっと説明させていただきたいと思いますが、個人情報の開示請求というのは御本人さんにかかわる情報で市が保有している情報をですね、これを開示してくださいという請求でございます。その請求の中に第三者の情報が入っていた場合ですね、

○**永井泰仁委員** はい。

○**庶務課長** 通常ですとそれが個人情報であれば、保護のためにその部分は開示はいたしません、個人情報ではない第三者情報、例としましては、法人名とかそういうものが、それに該当する可能性がありますけど、それが入っていた場合に、その第三者に対して個人情報の開示請求が来てるので、その開示に当たっておたく様の名称は出してもいいかどうかと、これを尋ねるというようなケースになろうかと思えます。以上です。

○**永井泰仁委員** さっきのさ、所在が判明しないというのは、その時点ではっきりと確認できない、そういう人はだめっていう、そういう判断。51ページの真ん中辺。

○**庶務課長** これはですね、いわゆる第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないんですけど、その第三者がですね、郵送等で、要は所在不明でわからない場合、こういうケースについては、本来は第三者の意見を聞く機会を与えなければいけないところでございますけど、所在がわからない場合は、その必要はないという、そういう意味合いでございますので、よろしくお願ひします。

○**副委員長** ちょっと確認させていただきますが、その第三者が、いやいや俺の関係は、そんなん開示してもらいたくないって言って来てもですね、本当にじゃあ開示しない部分というのは、あくまでプライベートにかかわる部分だけ。住所と、例えば名前はもちろんでしょうけど、生年月日とか、どこら辺までが。それを外れた部分というのは、開示してもいいわけですね。

○**庶務課長** 個人が特定されてしまう部分は個人情報になりますので、第三者の個人情報は、その部分は開示はできないということになります。ただし、先ほど来申し上げているとお人にかかわるとかですね、公益上どうしても必要という場合には、そういう対象になる場合がありますけど、通常個人が特定される部分は個人情報保護されますので、その部分は開示はされないと、こういうことになります。

○**副委員長** ですから、個人情報の部分をちょっともう一度確認してください、項目。

○**庶務課長** 特にこの部分という定めはないものと承知しておりますけれど、ですから、いわゆる裁決をするに

当たってですね、市が裁決をするんですけど、この部分がもし個人情報に当たるという判断であれば、それは開示はできないと。

○**総務部長** 一般的な個人情報という形で申し上げますと、先ほど課長が申し上げましたとおり、その特定の個人が特定される場合ですので、当然名前は、同姓同名の方はいらっしゃるかもしれませんが、該当になります。以前研修等で聞いた話では、例えば村で社長が1人しかいなければ、そこで村の社長って出れば個人特定されるので、それは個人情報に当たるということでケースバイケースになります。その場合にあくまでその文書の中で、その表現が保科隆保であるというふうに確定されるような情報であれば、それは個人情報という見解だそうですね。

○**副委員長** わかりました。そのケースバイケースっていうのはわかるんだけど、ケースバイケースっていうところが一番また不安な部分にもなるんで、一般論でいいんでしょうけど大体そういうものを掲げておくってことはできないんです、項目を。その特殊な部分ってのは。

○**副市長** 個人情報保護条例だから公開しないが原則なんだよ。公開しなきゃいけない特殊な事例があるかどうかなんだよ。公開しないなら、保護する条例なんだよ。

○**副委員長** 逆に言えばそういうことになる。

○**庶務課長** 副市長さんおっしゃるとおり大変恐縮ですが、個人情報法保護については、基本的に個人情報は保護するという立場で貫かれておりますので、その中で開示請求があった場合、それは申請者の部分は、それは何ら問題はございませんね。しかし、その中に第三者が特定できてしまう情報、例えばある地区において40代の女性と言ったら、もうこの人は特定されてしまうとか、文脈から言って個人が特定されてしまうようなところがあれば、その部分は開示はできないということになりますので、どのような内容が記載されているかによって、その都度判断をしていかなければならないということになるかと思えます。

○**委員長** いいですね。

○**副市長** 私から説明しますか。

○**副委員長** 承知しました。

○**副市長** いいですか。

○**議長** それでもちょっと。

○**副市長** 基本的に情報公開条例と表裏一体になっているわけですよ。情報公開条例を請求されたときに、その中に個人情報が含まれていると、その個人情報については基本的に保護しなきゃいけないというのが、個人情報保護条例の趣旨です。ですから基本的に情報公開で、いろんな文書が出てきますよね。そのときに個人情報が含まれている、個人の指名とか、財産の情報とか、住所とかが含まれているときは、それは公開しないが原則です。だから、そういうことを規定している。ここで言う第三者というのは、個人情報を保護しなきゃいけない条例に規定している第三者という意味ですから、その第三者に、この公開文書を公開するときに、あなたの名前が出てしまいますが、いいですか、どうですかというふうに聞くと。聞いて、それは情報公開しななくてくださいよ、ということであれば公開しない。一般的に言えばこういう規定ですね、今は。だから情報公開条例で、公開文書とその中に含まれる個人情報を保護しなきゃいけないという規定が、今あるわけですから、それをどういうふうに運用するかと、こういうことです。

○永田公由委員 余計わかんない。

○副委員長 わかりますけど、そもそもの第三者の要件というのが、個人情報保護、その該当する人であれば、改めてしていいか、いけないかって聞く必要ないですよ。もともになる人の第三者が、基本的に個人情報保護条例で守られているっていう人であれば、内容を見て、それがもう公表できないっていうことがわかっている人に、してもいいですか、いけないですかって聞く必要はないですよ。

○庶務課長 じゃあ、係長から。

○行政係長 50ページの第19条ごらんいただければと思うんですけども、第19条のところで一応その開示請求者以外の者ということと第三者としています。開示請求者は当然自分の個人情報を見せてくれて出してくるわけなので、それ以外の者が第三者になります。1項は任意的に確認をする条項なので、できる規定になっています。2項は第三者の個人情報が含まれている場合であっても、公益的に出さざるを得ないと、そういう場合について必ず意見を求めるという内容が2項になっています。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいですね。

それでは、これより自由討議を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

それじゃあ、1時まで休憩をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

午後0時03分 休憩

午後0時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解きまして、再開をさせていただきます。

#### 議案第9号 塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第9号塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○地域振興課長 それでは、議案第9号塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料55ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、地域振興バスの使用料の区分に回数券を加えることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、回数券に係る規定を整備するというところでございまして、3番の新旧対照表で後ほど御説明を申し上げます。

4番の条例の施行等でございますが、28年4月1日から施行することとしております。

それでは、1ページおめくりをいただきまして、右側現行の第5条で使用料について規定してございます。1回1人100円で、降車の際に支払うことということでございますけれども、今回回数券を導入することから、左側の改正案の第5条1項のアンダーラインの部分でございますが、別表に定める使用料を納入しなければならないということで、下のほうに別表ということで第5条関係を載せてございます。下段のほうに回数券（11回分）1,000円ということで入れさせていただきました。戻っていただきまして2項でございますが、100円または回数券の使用料については、降車の際に支払うこと。それから回数券については、その回数券を購入する際に料金を納めていただくということを規定いたしました。

第7条を新たに加えて、既に支払いました使用料の還付は行わない旨を規定したいというものでございます。

第8条から10条につきましては、第7条を新たに加えたことに伴います条ずれを整えたものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○柴田博委員 回数券の場合には、回数券を購入したときにもう使用料は納めたということでいいわけですが、この条例の中に回数券で乗車する場合には、回数券1回分を降車のときに出すってことをきちっと書いておく必要はないですか。

○地域振興課長 この回数券の利用方法につきましては、行政係とも事前に打ち合わせをした中でですね、条例の中でそこまでの、いわゆる1枚切り取ってとかですね、要するにつながってるものですから、それを1枚ずつ切り取って出すのか、あるいは物によっては切り離さないで利用していただきたいという物もございますよね。例えば入場券とかですね、そういう物は。そういう物もあるんですけども、条例のレベルでそこまで細かくうたうということもしなくても、1回100円ということが認識されていれば、自分で切って出していただけるんじゃないかということで、特に条例の中では詳細に1人1枚とかっていうところまでは、うたわなかったということでございますが。

○柴田博委員 現行の条例をこういうふうに変更するってということで、細かいところまで書かれているんで、当然そうだというのは常識的にはわかりますけど、お金はもう回数券を買ったときに払っちゃってるんだから、あと乗ったときには1枚切って出して下さいよというようなことは、条例に入れるかどうかは別にしても、どっかに書いてなきやおかしいんじゃないかなと思うんですけど。

○地域振興課長 市の他の条例も同じように、その部分についてはですね、そういうふうには書いてはございません。また、下のほうの別表を見ていただきますと、1回1人につき100円で、回数券についても11回分で1,000円というふうに書いてございますけれども、1回分がすてっぷくって、1枚乗車券というふうに書いてあるものから、それを1枚ということで1回1人につき100円と同等に考えていただくってということで、よろしいんじゃないかなっていうふうに考えています。

○柴田博委員 言ってることはわかるんです。今の説明の中で、ほかの場合もそういうふうにはなっていないってことでしたが、ほかの場合ってというのは、どんな場合があるんですか。

○地域振興課長 体育館の使用料ですとか、それから例えば広丘とか、ふれあいセンターの回数券等の関係についてもですね、そういうふうになっているということでございます。

○柴田博委員 わかりました。

○永田公由委員 この7条でね、市長が特別の理由があると認めるときってというのは、こういった具体的な例としては想定されていますか。

○地域振興課長 まずないと思いますけれども、例えば振興バスの運行をやめたりとかですね、それから回数券があまりにも不評で回数券をやめますよと、こちらのほうの理由でですね、やめるというふうになった場合には、お手元にある物を買戻してってことは、受け付けをしたいということで考えております。

○永田公由委員 はい、わかりました。いいです。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めまして、議案第9号塩尻市地域振興バス条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○委員長 それでは、次に第10号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 それでは、議案関係資料の57ページをお願いいたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

提案理由は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行することに伴い、関係する条例について、必要な改正を行うものでございます。

概要は、関係条例の整備に関する条例としてまとめて改正するものでございまして、(1)として法律番号等の用語の整理に関するもので、アの塩尻市税条例からカの塩尻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例までの6条例。(2)としまして、審査の手續に係る規定を整備するもので、塩尻市固定資産評価審査委員会条例の内容を整備いたします。

また、各条例とも平成28年4月1日の施行とするものでございます。

58ページをお願いします。第1条関係で塩尻市税条例の新旧対照表でございますが、行政不服審査法の中で説明いたしましたが、不服申立てを審査請求とするものです。

59ページをお願いします。第2条関係で塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。行政不服審査法が全部改正されたため、引用する法律番号を改めるものでございます。

続いて60ページをお願いいたします。第3条関係で、塩尻市職員の退職手当に関する条例の新旧対照表であ

りますが、先ほどの第2条関係と同様で、引用する法律番号を改めるものでございます。

61ページをお願いします。第4条関係で、塩尻市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表であります。第4条2項の改正は、審査申出書の記載に関するもので、第1号中に又は居所を加え、現行の第2号から第4号まで1号ずつ繰り下げをいたしまして、新しく第2号として、審査の申出に係る処分の内容を加えるものです。第3項の改正は、引用する法令名を改めるものです。第6項の追加は、審査申出人に対して、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときには、書面で届け出ることを定めるものです。

続いて62ページをお願いします。第6条の第2項の改正は、これはただし書きを削ります。新たに第4項としまして、審査申出人から反論書の提出があった場合には、これを市長に送付するものといたします。

第11条の第1項の改正は、決定書に記載する事項及び委員会の記名押印を定めるものでございまして、第1号から第4号までは記載内容です。

63ページをお願いします。第5条関係で、塩尻市消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表でございますが、異議申立を審査請求に改めるものでございます。

64ページをお願いします。第6条関係で、塩尻市行政手続条例の新旧対照表でございますが、第3条に定める適用除外とする処分及び行政指導の中に、新たに第10号といたしまして、審査請求、再調査の請求、その他不服申立てに対する市長等の裁決、決定その他の処分を加えまして、現行の第10号を1号繰り下げて、第11号とし、用語の整理を行うものでございます。

65ページをお願いします。第7条関係で、塩尻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表でございますが、審査申立てを審査請求に改めるものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○**柴田博委員** 1つの条例で幾つもの条例の変更をやってるわけですけど、それぞれの1つ1つ、新しくつくる条例で変えられるほうの条例は、何て言うんですか、その条例の中に何年の何月何日にどこの条例によって改正しましたよってというようなことは、記載はされるわけですか。

○**庶務課長** 係長からお答えさせていただきます。

○**行政係長** 今回幾つもあったので整理条例という形をとりましたけども、この後ですけども解けた後に、それぞれの条例を改正しまして、その経過については附則の部分できちんと残る形になりますし、わかるような形になります。以上です。

○**柴田博委員** それで、その附則の部分で書かれる中身は、こういう改正の時に附則のところはこういうふうになりますよってというのは、別に出す必要はない。

○**行政係長** それは解けた後に、もう出てくることになるので、それはここでは記載はしないです。

○**柴田博委員** そうなの、そういうもん。

○**委員長** ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第10号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第10号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第11号 塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例

○**委員長** 次に、議案第11号塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**庶務課長** 議案関係資料66ページをお願いいたします。塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定です。提案理由は、塩尻市情報公開条例及び塩尻市個人情報保護条例に基づき、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、審査請求、情報公開、個人情報保護に係る事項を調査審議するため、新たな条例を制定するものでございます。

概要は、審査会の任務、組織等を定めるものとなります。また、条例の施行は平成28年4月1日からとするものでございます。

新設条例でございますので、議案書の議案第11号のページをお願いいたします。よろしいでしょうか。各条ごとに概要を説明いたしますが、現行の情報公開条例において規定している情報公開委員会の内容をおおむね踏襲するものでございます。第1条では、委員会の設置の根拠。

第2条で委員会の任務を定めるもので、第1項第1号で情報公開の内容決定、または情報公開請求にかかわる不作為に関して、審査会に諮問された事項。第2号で保有個人情報の開示請求において、開示決定した内容、訂正決定となった場合の内容、利用停止決定の内容に関する異議申立て、及び開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求の不作為に関して審査会に諮問された事項。また第3号で、塩尻市個人情報保護条例の規定において、この委員会の権限に属するとされた事項といたします。

第2項では、情報の公開及び個人情報の保護の適正かつ円滑な運用の推進に関して重要な事項の調査審議を行い、実施機関に意見を述べるができるものといたします。

第3条では、組織を定めるもので、委員数は5人以内、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する者の中から市長が委嘱するものといたします。

第4条は、任期を2年とし、再任を妨げないものといたします。

第5条で守秘義務を、第6条で会長及び副会長の職務を、第7条では、会議の手続を定めます。

第8条は、審査会の調査権限を定めますが、第1項で審査会が必要に応じて実施機関に開示決定に係る情報又は保有個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定に係る保有個人情報の提示を求めることができるものとし、この場合は、何人も審査会に提出された情報の公開又は開示を求めることができないものといたします。

第2項で、前項の規定に基づく求めがあった場合に、諮問実施機関は提供を拒めないものといたします。

第3項で、審査会は必要に応じて審査会の指定する方法で分類整理された資料を作成し、提出を諮問実施機関に求めることができることとし、第4項で審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に主張を記載した書

面又は資料の提出を求めたり、適任者に知っている事実の陳述をさせたり、又鑑定を求めると必要な調査ができることといたします。

第9条は、意見の陳述に関することで、第1項で審査請求人から申し出があった場合には、口頭で意見陳述の機会を与えることといたしますが、審査会が必要ないと認める場合は、行わないものといたします。口頭陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得た上で、補佐人とともに出頭することができるものといたします。

第10条は、主張書面等の提出で、審査請求人等は審査会に対して、主張書面、資料の提出を可能といたしますが、審査会が提出期間を定めた場合は、その期間内に提出するものといたします。

第11条は、提出資料の閲覧等で、審査請求人等は審査会に提出された主張書面、資料の閲覧や写しの交付を求めることができることといたします。この場合、審査会は第三者の利益を害する場合や正当な理由がない場合以外は、閲覧や交付を拒むことはできないことといたします。

第2項で、審査会が閲覧又は交付をしようとするとき、主張書面又は資料の提出人の意見を聴くことといたしますが、審査会が必要ないと認める場合は、意見を聴かないものといたします。

第3項で、審査会は閲覧の日時、場所を指定できるものとし、第4項は、交付に係る手数料の額及びその手数料の減免について、塩尻市行政不服審査法施行条例の第2条の手数料の額、第3条の減免に関する規定を準用することといたしまして、ここで手数料ですが、手数料はA3までの大きさの白黒については1枚10円、カラーについては1枚50円、A3を超える大きさのものについては実費相当額ということにさせていただきます。また、手数料の減免につきましては、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められるときは、減免とするというものでございます。

第12条で、審査会の調査審議の手続は非公開とすること。

第13条で、審査会又は委員会の処分、不作為に関しては、審査請求はできない。

第14条で、審査会が諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとして、内容を公表することとします。

第15条は、審査会の庶務を庶務課で行うこと。

第16条、審査会に関して、必要な事項は市長が別に定めること。

第17条で、先ほども御質問がありましたけど、罰則を定めるものでございます。

なお、附則において塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正を行いまして、ここで議案関係資料の67ページを見ていただきますと、そこに別表第2がございますが、別表第2中情報公開審査会の委員を情報公開・個人情報保護審査会の委員に改めさせていただくものでございます。以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**永田公由委員** 今までの情報公開審査会の審査委員というのは、どういう方になってるわけですか、5人は。

○**庶務課長** 現在5名の方から委員をさせていただいております。その方々ですが、1人はNPO法人ひよこの常務理事の小笠原さん、もうお一方は歯科大の学長の川原さん。続いて商工会議所会頭の山田さん、信州大学経済学部教授の村上さん、そして最後に弁護士の山根先生の5名でございます。

○**永田公由委員** 引き続きその5名の方に、今回新しくできる審査会の委員もお願いしていくということですか。

○**庶務課長** 基本的には、お受けいただけるようでしたら、引き続きお受けをしていただきたいと思いますと考えております。

○**委員長** ほかにどうですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第11号塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第11号塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第12号 塩尻市行政不服審査法施行条例

○**委員長** 次に、議案第12号塩尻市行政不服審査法施行条例を議題といたします。説明を求めます。

○**庶務課長** それでは、議案関係資料68ページをお願いいたします。塩尻市行政不服審査法施行条例の制定でございます。提案理由は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、新たな条例を制定するものでございます。基本的に塩尻市が行う処分に対する審査請求は、国の法律である行政不服審査法に基づいて、処分に関する上級行政庁がある場合を除いて、塩尻市の審査庁において裁決を行います。同法の規定で条例で定める必要がある事項について、この施行条例で定めるものでございます。

概要としましては（1）として、審理員及び行政不服審査会に提出された書類等の写しの交付に係る手数料の額、またその減免について定めるもの。（2）といたしまして、審査請求に係る裁決の判断の可否について調査審議を行う行政不服審査会を設置するものというものでございます。

また、条例の施行は、罰則に関する部分を除きまして、平成28年4月1日からといたしまして、罰則の規定は10月1日からといたします。

新設条例ですので、議案書の議案第12号をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。では、各条ごとに御説明をいたします。第1条はこの条例の趣旨を、第2条では先ほど申し上げましたが、手数料の額を定めません。金額はA3までの大きさは白黒1枚10円、カラー1枚50円、A3を超える大きさは実費相等といたします。

第3条は、手数料の減免に関する規定で、第1項で経済的困難者に対しては、手数料の減免や免除ができることを。第2項で、手数料の減額又免除を受けようとする審査請求人等が提出すべき書面を。第3項で審査請求人等は生活保護の扶助を受けていることを理由とする場合は、それを証明する書面の添付を。また、その他の理由による場合は、その理由を証明する書面を添付することといたします。

第4条は、設置する機関の名称を塩尻市行政不服審査会とすること。第5条は、審査会の任務を。

第6条では、組織に関することで、第1項で委員の人数を5人以内。第2項で、委員は法律又は行政に関して

優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱するものいたします。

第7条で、任期を2年、再任を妨げないものとしまして、第8条では、委員の守秘義務を、第9条では、会長及び副会長に関する事項及び選出方法を定めます。

第10条は、審査会の会議に関する事項、第11条で、審査会の庶務を庶務課で行うことといたします。

第12条では、準用に関する規定を定めるものでございまして、第2条及び第3条に書いてあるのは、審理員に提出された資料等の交付に係るものですが、第12条では、審理員に提出された資料ではなくて、審査庁から行政不服審査会に諮問された資料の交付に係る手数料及び減免の関係でございまして、それぞれ読みかえて審理員の場合と同様とするものでございます。その適用です。

第13条は、規則への委任を定め、第14条では、罰則を定めるものでございます。

また、附則におきまして、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正を行いまして、第2表中に行政不服審査会の委員を加えます。なお、この条例の別表は記載のとおりの内容でございまして、よろしく願います。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 これも情報公開と同じで5人の委員ですけど、これは先ほどの人たちがダブってやるということはないですね。

○庶務課長 先ほどのほかの質問で、件数をお答えした場面がございましたけど、年に1件あるかないかというような状況でございまして、私どもの考えとしましては、情報公開・個人情報保護委員の皆さんにですね、この辺も兼ねてというか、重複してっていう表現が正しいかと思っておりますけど、委員についていただければと考えております。

○柴田博委員 最後の罰則の関係ですけども、これは条例に違反して秘密を漏らした場合ということのようですけども、具体的にどういう罰則を適用するかっていうのは、どこでどのように決めるわけですか。

○庶務課長 この罰則は委員に対して課す罰則でございまして、罰則については検察庁と協議をして、内容を協議の結果で定めさせていただいております。

○柴田博委員 協議をして、決める権限があるのは塩尻市にあるということなんですか。

○庶務課長 検察庁へは、この内容でどうですかとお伺いを立てて、検察庁のほうでいいですよという返事をいただいて、条例へ定めていくという段取りになります。

○委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号塩尻市行政不服審査法施行条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市行政不服審査法施行条例につきましては、全員一致をもちまし

て可決すべきものと決しました。

### 議案第13号 塩尻市職員の退職管理に関する条例

○委員長 議案第13号 塩尻市職員の退職管理に関する条例についてを議題といたします。

○人事課長 それでは、まず議案関係資料の70ページ、議案第13号塩尻市職員の退職管理に関する条例をお願いいたします。まず、提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

概要の前に、この条例制定の背景でございます。退職管理の適正化、これを図ることを目的といたしまして、地方公務員法に再就職職員による働きかけ禁止に関する規定が加えられたということによるものでございます。

それでは、概要のまず(1)でございます。この内容でございますが、地方公務員法に定めるもののほか、離職いたしました日の5年前の日より前に課長に相当する職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけを禁止するものでございます。詳細につきましては、後ほど条例の案文を用いまして説明してまいりますので、お願いいたします。そして(2)といたしまして、部長又は課長に相当する職に就いていた再就職者に対しまして、再就職に関する必要な事項の届出を義務付けるものでございます。

条例の施行でございますが、28年4月1日から施行するものでございます。

それでは、まず議案のほうを見ていただきたいと思いますので、お願いいたします。まず第1条趣旨でございますが、これは地方公務員法の規定に基づきまして、職員の退職管理について必要な事項を定めるものということでございます。

第2条でございます。再就職者による依頼等の規制でございます。ここに先ほどありました地方公務員法に定めるもののほかの地方公務員法の規定のものを、まず準用している部分でございますが、法第38条の2第1項、第4項及び第5項、この3つの項につきましては、地方公務員法の規定を準用しているものでございます。まず、この38条の2第1項の内容でございますが、全ての再就職者、再就職者という者は営利企業にですね、再就職した者でございますが、この全ての再就職者につきましては離職前5年間の職務、これに關します現職の職員への働きかけを禁止するものでございます。これは離職後2年間という規定でございます。これが38条の2第1項の規定でございます。次に第4項の規定でございます。4項の規定は部長級の職員でございますが、離職の5年より前にその組織の長の職に就いていたときの職務ですね、部長の職務に就いていたときの関係する現職の職員への働きかけを禁止するというものでございます。これも離職後2年間ということでございます。次に第5項の規定、これでございますが、これもやはり全ての再就職者でございますが、在職中にみずからが決定いたしました、この決定というものは、最終決裁権者となった場合でございますが、在職中にみずからが決定いたしました契約等に関することに対しまして、現職の職員への働きかけを禁止するものでございまして、これは期間の定めはございません。この1項、4項、5項につきましては、法の規定を準用しているものでございます。このもののほか、第2条に規定するものがございます。これは、昨日中村議員さんの議案質疑の中でございました。条例化しなくてもいいものをなぜ条例化にするんだという御質問がございましたけれども、法律では部長級のみ条例化を実は求めているものでございますが、この38条の2第8項のほうでは、いわゆる課長級のことにつきまして、条例によって定めることができるという規定でございまして、条例化しなくても規則で定めておけばよい

というものではございますけれども、私どもといたしましては条例化いたしまして、はっきりした形で規制したいという考えでございます。また、他の市も同様に条例化していることでございますので、条例化を考え検討したものでございます。

それでは、第2条の法の準用の次でございます。規定によるもののほか、再就職者でございます。再就職者のうち部長又は課長の形でございます。部長又は課長が、離職した日の5年前の日より前に就いていた部長又は課長の職務でございますが、これにつきまして、契約事務等について、そのときの職員について、もとへ戻ります。離職前5年より前に部長又は課長職に就いていたときの職務に関しまして、現職の職員への働きを禁止すると、済みません、そういったことございまして、これは、離職後2年間の規制でございます。こういったことを第2条のほうで法の準用とともに、規則でもいいものを条例化して規制するものでございます。

次、第3条でございます。これは任命権者への届出でございまして、離職後営利企業等に再就職した者でございますが、済みません、再就職状況につきまして、その事項の届出を義務づけるものでございます。なお、この届出の事項につきましては、これは規則のほうに規定してございますが、氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、業務内容、再就職先における地位、こういったものでございます。これを届け出いただくということでございます。これが条文でございまして、この28年4月1日から施行をするものでございます。なお、簡単に申し上げますと、営利企業に再就職した者が、例えば再就職先企業との契約を有利にするように要求したり、依頼すること。あるいは公になってない情報を提供するように要求とか、依頼すること。また、再就職先企業の処分を甘くするように要求、あるいは依頼すること。また許認可についても要求とか依頼すること。あるいは、入札予定価格を導き出すこと。そのようなことが規制されるということでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○中原巳年男委員 ちょっと理解力がないので、よくわからないんですが、2条の後半の部分、離職した日の5年前の日より前の職務云々ってあって、それから離職後2年間職務上の行為をしてはならないというふうにありますけども、2年たてばやってもいいということ。

○人事課長 規制の期間を2年としてございますので、それを過ぎたらやってもいいというか、規制の対象になってございません。以上でございます。

○永井泰仁委員 きょうでも中村議員の議案質疑の中で出ましたけど、振興公社の例で出てきたんですが、その前段でね、まずこの再任用職員というのは、どういう人がなれるのか、何か基準というのはどうなってますか。

○人事課長 再任用職員につきましては、退職する市の職員でございますけども、これは年金との接続関係でつくられた制度でございますけども、再任用を希望する職員は、基本的には、例えば勤務成績が非常に悪いとかですね、そういった状況を除けば再任用するということでございますので、現職の職員、あるいは何年か前に退職したという方もその対象になるというふうには聞いております。以上です。

○永井泰仁委員 今、口頭ではそういうことですが、何か規則とか何かで、それは具体的に定めてありますか。あったらその部分をちょっと文章を見せてもらいたいです。

○人事課長 確認させていただきますので、お願いいたします。

○永井泰仁委員 じゃあ、その間にいい。

○委員長 ちょっとお待ちください。

○人事課長 お時間をちょうだいいたします。

○委員長 わかりました。

○永井泰仁委員 それで、これもきのうの関連ですがね、例えば再任用の職員になった場合には、市の職員の続きのような出向の形になるし、それから再任用じゃなくて、お前のほうはちょっと役に立たないんで現場ですぐ仕事をしろって言って、振興公社で直に採用になった場合と二通りの扱いが出てきた場合に差が生じちゃうんだけど。今、なぜ俺聞いたかっていうと、この再任用職員の基準っていうのが明確でないと、例えばの話でね、この人は副市長に信用があると見込んだら再任用職員にするとか、これは現地の公社で直採用とかさ、これによってこの期間も変わってくるんだけど、再任用職員の基準というものがどういう文書なり、どういう基準でね、はっきり明確になってるかっていうことを確認したいわけです。

○人事課長 文書的なものは、今、ちょっと確認しておりますけれども、私の記憶で済みません、今、手持ちに資料ございませんので。再任用につきましては、4月に退職予定者の皆さんに再任用するかどうかという、まず希望をとります。その中には、私はもういいという方もいらっしゃいますので、その方は除きまして、再任用に手を挙げた方につきましては、基本的には再任用という形になってまいります。しかしながら、現職中に降任希望を出して降任したりですね、あるいは勤務態度が極めて悪いとかですね、そういったケースにつきましては御遠慮いただく。これは、もちろん再任用の希望を出してありますけれども、御本人とお話をして、こういうことだからだめだと、再任用できないという形になります。これは、再任用でございますが、嘱託員の今、お話をされたけれども、例えば再任用を希望されなくて何か仕事をしたいなっていう形の方も実はいらっしゃいます。そういった形の方は、じゃあ嘱託員でこういった施設あるけどどうでしょうかっていうようなお話をしながら進めているのが現状でございます。

○永井泰仁委員 そうすると再任用のときには機会均等で、まず全員を対象に再任用どうですかという希望はとるとのことだね。

それと、この3月退職するこの5年に相当する、あるいは2年もあるでしょうけれども、再任用職員というのは何人くらい予定ですか。まだ、公表というか、お話しはできませんか。

○人事課長 正確な数字が、今手元に全く資料がないんですけども、8人ほどはいると思いましたが。現職で退職される方のうち2人が希望されないだけで、あとの皆さんは希望されておったと思いましたが、10人くらいはいると思います。今、私の記憶だけで申しわけございません。ちょっと資料きょう、その資料は持って来なかったんで、申しわけございません。10人程度はいらっしゃいます。

○永田公由委員 この条例を見ると、いわゆる罰則規定がないんですよ。だから、要は条例にあなた違反してますよっていうだけであって、例えば金銭が動いたとか物が動くと、それは当然ね、贈収賄になるんだけど、何にもしなくてただ頼んでも、いわゆる罰則規定がないから、やった者の勝ちというような感じを見受けるんですけど、その辺いかがですか。

○人事課長 このことにつきましては、地方公務員法の規定にはですね、罰則規定がございます。こちらのほうを準用するような形になっておりますので、お願いいたします。

○永田公由委員 それちょっと、例えば金銭が動かなくて、口ききっていうかね、そういうような形だと思うん

だけど、そういったときには、どういった罰則があります。

○人事課長 法の規定によりますと、働きかけをした場合でございますが、10万円以下の罰金でございます。また、不正な行為をするように働きかけをした場合、例えば何でしょうか、契約をするように勧めて動いたような形ではなからうかと思えますけども、そういった場合は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金というような罰則規定が設けられております。なお、条例の3条の届出の関係は、私ども独自の届出の規定でございますので、届出に罰則規定はございません。

○委員長 ほかにはどうですか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号塩尻市。

○人事課長 申しわけございません。先ほどの再任用の規定でございます。本市にも塩尻市職員の再任用に関する条例というものがございます。しかしながら、そこには詳しいことは実は載ってございませんで、独自に指針をつくるということに法律でなっております、独自の指針を私ども持っております。以上でございます。

○永井泰仁委員 独自の指針を持つてる。じゃあ、それをちょっと。

○人事課長 申しわけございません、内規を定めております。以上でございます。

○委員長 さっきの質問、全部答えてましたかね。

○永田公由委員 1つ答えてない。

○委員長 それじゃ、もうちょっと待って。

○人事課長 済みません、ちょっと質問を忘れましたので教えてください。

○永井泰仁委員 再任用の基準というのは、今、公務員法の、あって、それで、塩尻市の独自のものを内規で、今、定めてあるって言ったよね。そうすると内規というものは、ここで委員にどういうことが配れるか、不都合なものか、その辺ははっきりしてください。

○人事課長 お配りするのはちょっと差し控えたいと考えます。

○永井泰仁委員 そんなに公開できないほどの内規なのか、副市長、そこらはどういう見解ですか。

○副市長 地公法の任用行為ですから、任命権者がですね、この人は適当だ、適当でないというのは、この人は課長に適当かな、部長に適当かなというのと同じ行為でございますので、ま、そういうことでございます。

○永井泰仁委員 その程度にしておくか。はい、わかりました。

○委員長 宿題なかったですかね。何でしたかね。

○永田公由委員 忘れちゃった、一番先に質問したのに。

○永井泰仁委員 ちょっと忘れちゃったな。いいや。

○委員長 それじゃ、またわかった段階で。

それじゃ、済みません。ないようですので、議案第13号塩尻市職員の退職管理に関する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市職員の退職管理に関する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 議案第14号 塩尻市消費生活センター条例

○委員長 次に議案第14号塩尻市消費生活センター条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案関係資料の71ページと議案をあわせてごらんいただきたいと思います。議案第14号塩尻市消費生活センター条例でございます。

提案理由につきましては、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の公布によりまして一部改正される消費者安全法が、平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、新たな条例を制定するものでございます。

概要でございますが、一部改正されます消費者安全法によりまして、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、情報の安全管理に関する事項、その他内閣府令で定める事項を条例で定めるものとされたために、新たに条例を定めるものでございます。内閣府令で条例に定める事項として、基準として6項目掲げられております。1つ目としてセンターの名称、住所、相談日時、2つ目としてセンター長及び事務職員の配置、3つ目として資格を有する消費生活相談員の配置、4つ目として適切な人材及び処遇の確保、5つ目として職員に対する研修の機会の確保、6つ目として情報の適切な管理、以上の6項目が基準として定められております。

それでは、条例のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、第1条につきましては、根拠法令とともに条例の制定趣旨を定めております。先ほど申し上げました基準の1項目目の内容といたしまして、第2条で消費生活センターの名称と位置、第3条で相談の日時を定めております。

第4条では、この消費生活センターで行う事業を1号から6号まで定めておりまして、1号につきましては、消費者からの苦情に係る相談に応じること。2号として、消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。3号として、必要な情報を収集し、市民に対して提供すること。4号として、県との間で消費者事故等に関する情報を交換すること。5号として、関係機関との連絡調整を行うこと。6号として、これらに附随する事業を行うことという6項目を定めております。

次に第5条ですけれども、基準の2項目目として上げてありましたセンター長、その他の職員を置くことを5条で定めております。

また、基準の3項目目になります消費生活相談員を置くことを第6条で定めております。

基準の4項目目のものとして、第7条で消費生活相談員の人材、処遇の確保。

それから5項目目として、第8条で職員に対する研修機会の確保について定めております。

第9条では、6項目目としての情報の安全管理についてを定めておるものでございます。

この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、平成26年から消費生活センター設置しておりますけれども、現在は設置要綱で運営をしております。この条例が制定にあわせまして、こちらの要綱のほうは廃止する予定でございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○永井泰仁委員 第6条の中の消費生活センターに消費生活相談員を置くということの中で、相談員の資格試験に合格した者ということになってますが、この資格試験というのは、どこが主催をして、どんな性格の試験でしょうか。

○市民課長 試験の内容までは、私ちょっと承知しておりませんが、資格といたしましては、まず3つありまして、まず1つ目が独立行政法人の国民生活センターが付与しております消費生活専門相談員という資格。それから2つ目としましては、財団法人の日本産業協会が付与しております消費生活アドバイザーという資格。3つ目が財団法人日本消費者協会が与えております消費生活コンサルタントという3つの資格がございます。それぞれの団体で呼び方は変わっておりますけれども、試験の大まかな内容等はほぼ同じであるというふうに聞いております。以上です。

○永井泰仁委員 塩尻市の職員で、これらの資格を取得されている方は何人でしょうか。

○市民課長 職員の中でのいるかというお問い合わせについては、私は承知しておりません。現在、消費生活センターで嘱託員として雇っております1名の職員については、国民生活センターの消費生活専門相談員という資格を持っております。以上です。

○副委員長 4条の2項の消費者の安全確保に関して苦情の処理のためのあっせんを行うことというふうにありますけれども、ケースバイケースだと思うんですが、こういう苦情があったんで困るわね、程度なのか、どこら辺までやれるんですか。

○市民課長 相談だけですと1号のほうということになりますけれども、あっせんというのは、実際に相手方の業者等々、交渉をするということになります。今までの事例で言いますと、例えば通信販売で買ってしまったけれども返品したいという御相談内容に対しまして、直接相手の業者と交渉をして、返品、返金をさせたというような例もございますので、あっせんというのはそのようなことになります。以上です。

○副委員長 消費生活センターそのものが、そういうことができるのか、もう少し踏み込んでもできるというような、法的な裏づけみたいなのは何かあるんですか。

○市民課長 根拠法令のところでもありました消費者安全法に基づいてやっているわけですが、実際はですね、実は消費生活センターを設置する前から、そういうこともやっていたこともあります。ただ相手方の捉え方が消費生活センターと名乗れるのと、相談窓口だって名乗れるのとでは、実際相談を担当した職員に聞きますと、相手の対応が違うというようなことを聞いておりまして、26年以降はセンターと名乗れるようになったので、何って言うんでしょう、交渉力と言いますか、そういうものが向上しているんだろうと思っております。

○柴田博委員 条例の第7条のところですけども、消費生活相談員というような資格を持った人だけでも、その資格があるだけでなく適切な人材を選ぶということとか、処遇の確保ということを書いているんですけど、具体的には例えばどんなところを基準にして、例えば何人が候補者があった場合に選ぶのかっていうようなことと、あと処遇というのは実際には報酬の面とか、そういうことになるのかどうか、その辺の具体的な項目がもしわかれば、お願いします。

○市民課長 適切な人材というのはですね、そういう資格を持った方が複数いた場合は、どちらを採用するかというのは、資格は既に持っているらっしゃるので面接等で判断させていただくことになってきますけれども、あと処遇

の関係につきましては、相談員は嘱託というような形をお願いしておりますが、今、市の一般の嘱託員でいきま  
すと、任期が1年で更新していても5年ないし、資格のある場合はもうちょっと長いということもありますけ  
れども、それだけの期間がたっても雇用を打ち切らないということを処遇の確保というようなことで捉えており  
ます。以上です。

○柴田博委員 そういことは具体的には、市長が別に定める事項の中で決めていくということですか。

○市民課長 明確に文書として定めておりませんが、国からの要請に基づきまして5年では雇用を切らな  
いということで考えております。

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市消費生活センター条例につきましては、原案のとおり認める  
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市消費生活センター条例につきましては、全員一致をもって可決  
すべきものと決しました。

---

#### 議案第52号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第52号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といた  
します。説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、追加議案関係資料の1ページをごらんください。提案理由ですが、非常勤消防団員  
等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正を  
するものであります。

改正の概要ですが、条例により給付する傷病補償年金及び休業補償について、同一の事由で障害厚生年金等が  
併給される場合の調整率を地方公務員等の損害補償の改正にあわせて引き上げるものであります。

なお、この条例につきましては、本年4月1日から施行するものであります。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。併給の調整について定めました附則第5条第2項  
の表の傷病補償年金と障害厚生年金との調整率につきまして、通常の公務災害場合は0.86を0.88に改め、  
次のページになりますが、危険が伴う現場などでの特殊公務災害の場合は、0.91及び0.90とあるのを0.  
92及び0.91にそれぞれ改めまして、次のページになりますが、次のページは休業補償の併給調整率になり  
ますが、これを現行の0.86を0.88に改めるものであります。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第52号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第52号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、休憩をしたいと思いますが、2時15分までを休憩させていただきます。

午後2時07分 休憩

---

午後2時15分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

---

### 議案第25号 塩尻市過疎地域自立促進計画について

○委員長 議案第25号塩尻市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案関係資料の150ページをお願いいたします。議案第25号塩尻市過疎地域自立促進計画についてであります。

1の提案理由、2の概要でございますが、国の過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正をされました。有効期限が平成33年3月末まで延長となりました。よって28年度から32年度までの新たな本市の過疎地域自立促進計画を定めるものであります。

別冊で御説明を申し上げますので、お願いします。塩尻市過疎地域自立促進計画28年度から32年度まででございます。略称過疎計画でございます。あくまで現行の計画を基本にですね、人口等最新の数値への置きかえでありますし、また五次総の内容の整合を図ったものであります。本計画に基づいて行う事業の財源としましては有利な起債、過疎対策事業債を発行できることとされておりますので、それを意識した起債としたところでございます。

それでは、主な変更、追加内容のみ御説明を申し上げますので、1ページおめくりいただきまして目次でございます。本計画の全体構成であります。第1の基本的な事項、それから第9地域文化の振興まで。構成は県の計画に倣ったものでありますし、過疎債の事業区分に沿った章立てとなっております。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。第1基本的な事項でございます。ここの変更点ではですね、おめくりいただきまして4ページ、2の人口及び産業の推移と動向の1行目以降でございます。平成22年の国勢調査の数値に置きかえたものでありまして、総人口2,854人、50年間で45.6%の人口減少。こういう記載でございますし、下から2段落目でございます。塩尻市人口ビジョンの数値でございます。平成52年には1,708人まで減少すると新たに付け加えたものであります。

以下、5ページから10ページまでは人口関係の統計表でございますので、11ページをお願いいたします。

11ページ本市の財政状況でございますが、現状及び長期財政推計の起債へ変更したものでございます。

13ページをお願いいたします。(2)公共施設の状況でございますが、特に下から2行目、檜川保健福祉セン

ターへの支所、図書館機能の集約化、これを明記をいたしました。

ずっと飛びまして22ページをお願いいたします。22ページから第3産業の振興でございますが、中ほど下でございます。2の商工業・地場産業の振興としましては、恐れ入ります、23ページ上から5行目以降でございます。地場産業振興センターの活用、施設の老朽化対策、機能の充実等、追加をいたしました。

25、26ページをお願いいたします。第4交通通信体系の整備につきましては、特に26ページの中ほど上でございます(その対策)、ここの4行目以降でございます。JR中央西線沿いの道路整備、スクールバスの更新、こういった表現を加えてあります。

続きまして28ページ、お願いをいたします。第5生活環境の整備につきましては、おめくりいただきまして29ページの下から30ページにかけてでございます。4住環境の整備といたしまして、公営住宅の今後の方向性、それから空き家対策の記載をいたしました。

32ページをお願いいたします。第6高齢者等の保健、福祉の関係でございますが、ここでは、次のページ33ページ、上ですね、(その対策)の中でございます。介護の関係、それから認知症対策を追加をいたしました。

36ページをお願いをいたします。第8教育の振興でございますが、中ほどの(その対策)の中にコミュニティ・スクールの推進及び小中一貫教育の導入の可能性という文言を加えております。

以上、主な変更、追加内容でございますが、議決をいただきました後に3月末には県を經由をいたしまして、国へ提出をしてまいるということでございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**柴田博委員** 5ページからの表ですけれども、これは参考でついているわけじゃなくて、市全体のやつも入ってますけれども、正規のこの計画の中の一部ということですか。

○**企画課長** 過疎計画は人口要件が、過疎の地域の認定にかかわってまいりますので、過去からの経過につきまして、新たな数値を追加をしたという内容でございます。

○**柴田博委員** 細かい話ですけど、例えば5、6ページの表を見ると、一番上の表題のところ、どちらも表1-1(1)って、檜川地区と市域全体ってなってるんですけど、これは両方同じ1つの表という意味ですか。

○**企画課長** 人口要件の分母が市域全体、分子が過疎該当地域というような記載でありまして、県の長期計画の様式に倣ったものであります。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**永田公由委員** この計画は別段問題はないと思うんですけども、いわゆる檜川の人口が、このまま減り続けていったときに、漆器産業に対する影響というのは、どういうふうに見えますか。産業振興とか、いろんなことが書かれていますけど、いわゆるこのペースで人口が減っていった場合にね、いわゆる働く世代が減るわけでしょう。高齢化して高齢者がふえて、そのときにこの漆器産業なんかに与える影響というのは、どういうふうには捉えていますか。

○**企画課長** やはり後継者の育成、確保ということに尽きるかと思っておりますので、それに沿った形で産業振興事業部のほうでいろいろな支援策を講じているところでございますし、また製造品出荷額等の推移もですね、細かく分析をする中で、さらにそういった施策というのを充実していく必要があるというようなこと。内容もそんなような記載もですね、既に加えてございますので、お願いいたします。

○永田公由委員 それともう1点ね、いつも問題になるのは村時代のいわゆる公共施設をどうするかということで、なかなか地元の同意が得られないということで先送り先送りというような感じになってるんだけど、どっかでやっぱり区切りをつけていかないとまずいと思うんだよね。ここにも書かれてるんだけど、いつごろまで、要するに企画課とすれば、どの辺までで整理をつけたいと。例えば3年後とか、5年後とかってあると思うんだけど、その辺についての考え方っていうのは、篠原議員いなくなったでここで言ってもいいです。

○企画課長 檜川地区の公共施設のあり方につきましては、利活用の検討は既に庁内でまとまっております、本計画が32年度まで延長されます。過疎債の対象も32年度までということでございますので、ちょうど次期中期計画が30、31、32、3年間でございます。この期間にしっかりとした事業を位置づけて、結果を出したいと考えております。

○永田公由委員 ぜひ、お願いします。

○委員長 ほかにいいですか。

○副委員長 23ページの上から6行目、終わりのほうなんですけど、地場産センターについてね、施設の老朽化に対応しながら機能の充実や活用が求められると、微妙な言い回しになってるんですけど、読めば老朽化してるけど、補修はしないけど、何とか使っていきますよみたいな感覚の中で、機能の充実っていうのは、何かあったら、考えていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長 地場産センターにつきましては、指定管理の関係もございますので、そういったモニタリングを通じてですね、自立が図れるような機能充実も図ってまいりたいと考えているところでありますし、施設につきましても老朽化が進んでおりますので、有利な財源等講じながらですね、うまく施設改修ができないかというようなことも検討してまいりたいと考えております。

○永田公由委員 もう少しでもって多分地場産センターの償還が終わると思うんだよね。いつごろですか、来年、再来年。

○企画課長 28年度でございます。

○永田公由委員 28年、じゃあ、ことしで償還は終わるってことだね。そうなったときにね、恐らく地元からは改修してくれとか、何かしてくれという要望が出てくるんだけど、もう何て言ったらいいのかな、活用されない場所があるでしょう、結構。その辺をどうするかっていうことをね、やっぱりはっきりもう決めていかないと、また向こうにいいように振り回されるような気がするんで、だから、やっぱりもういらぬところは、例えば貸しちゃうとかね、更地にしちゃうとかっていうような方向で持っていくと、あのまんまだとやっぱりちょっとまずいと思うんで、その辺のそこは、ぜひしっかり検討してください。要望でいいです。

○委員長 じゃあ、ちょっと1点お願いします。今度は、この過疎地域の指定ですが、32年までということで5年間の計画だと思うんですが、これはまだその先へ続く可能性はあるわけでしょうか。

○企画課長 これまでも国の過疎地域の自立促進計画というのは、5年、5年で延長されてきておりまして、当面32年度までになっておりますので、国の動向を見極めながらということになるかと思います。

○委員長 非常に有利だと思うんですけども、例えば檜川地区がですね、今の5カ年の計画っていうのは多分あると思うんですが、ザクッと行ってこの事業に取り組むことによってどのくらいの、本来だったら塩尻市が普通やっていく事業費でいけばどのくらい有利になるんですが、大体何億円とか。この事業に取り組むことによ

て、事業ってというか、指定されることによって。概算で結構です。

○**企画課長** 過去の事業費がですね、17年度から25年度までの檜川地区の投資経費が43億円あります。ハード事業であります。そのうち10億円を過疎債に充てておりますので、それが1つの参考になるかというふうに思います。過疎債の充当額でいきますと、年次的には1億円を超えるくらいの事業発行額でございますので、その分はですね、通常の起債よりも有利であるということでもあります。

○**委員長** そうすると5年間で10億円ということですか。それはトータルの事業のあれですよね。

○**企画課長** 今後につきましては、来年度までの実施計画が固まっておりますが、それ以降につきましては、計画自体もまだ未確定でございますし、当然事業費も出ておりませんので、過去の数値でですね、推しはかるしかないということになります。

○**委員長** ありがとうございます。それじゃあ、ほかにはどうですか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、議案第25号塩尻市過疎地域自立促進計画につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第25号塩尻市過疎地域自立促進計画につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

**議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用**

○**委員長** それでは、次にですね、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算について議題といたします。慣例によりまして歳出から説明をいただきますが、たくさんありますので区切って行いたいと思います。まず初めに歳出の1款議会費71ページから2款総務費6項の監査委員費130ページまでの説明を求めます。説明者は議案にあわせて、適宜入れかえを行ってください。

○**人事課長** まず歳出の人件費の説明方法につきまして、最初に御説明をさせていただきたいと思います。各課共通で当該科目ごと説明欄に一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また嘱託員につきましては嘱託員報酬、臨時職員につきましては臨時職員賃金で、それぞれ計上してございます。原則として、各課からの説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**議会事務局次長** それでは、議会費から説明させていただきます。71、72ページをお願いいたします。1

款議会費、本年度予算総額につきましては、2億37万4,000円でございます。前年度対比として2,900万円余の減額となっておりますが、この主な要因といたしましては、議員共済給付費負担金の減額でございます。

72ページ説明欄をお願いいたします。主なものについてのみ御説明いたします。1つ目の白丸、特別職給与費の1つ目のポツ議員報酬、その下の議員期末手当につきましては、議員18人分の報酬、手当でございます。その下の議員共済給付費負担金につきましては、昨年負担率が統一地方選等があった関係で100分の63.7でございましたけれども、来年度100分の41に改正されたことに伴いまして、2,300万円余の減額となっております。

白丸1つ飛びまして、議会活動費1,500万円余のうち7番目の黒ポツ、費用弁償315万円余につきましては、常任委員会、特別委員会、議会基本条例推進委員会等の行政視察旅費が主なものでございます。また黒ポツ4つ下の印刷製本費284万2,000円につきましては、今年度議会だよりの臨時号、それから議会要覧をそれぞれ発行いたしまして、来年度につきましては、その分が減額となっておりますけれども、来年度発行の議会だよりのページ数の増加によりまして、約18万5,000円の減額にとどまったということでございます。議会費につきましては、以上でございます。

○人事課長 それでは、75、76ページをお願いいたします。総務費のうち総務管理費でございます。まず76ページの説明欄でございますが、嘱託員報酬、これは緊急対応の嘱託員の関係でございます。

2つ目の白丸、特別職給与費でございますが3人分。6月27日からは教育長が特別職となりますので、3人分の給与費でございます。

その下の白丸、職員給与費でございます。一般職の職員83人分の給料でございます。

その下の白丸、人事事務諸経費でございますが、普通旅費につきましては、議会への行政視察等の旅費でございます。下から2つ目の黒ポツでございます。人事給与システム使用料でございますが、こちらにつきましては、システムの使用料を計上させていただいたものでございます。

その下の白丸、臨時職員給与費でございます。これは産休代替とか緊急用の臨時職員の関係でございます。以上でございます。

○庶務課長 続きまして一番下の白丸、一般管理事務諸経費803万円余について主な内容を説明します。最初の情報公開・個人情報保護審査会委員報酬3万4,000円は、議案第11号で御承認いただいた条例に基づき設置する審査会の委員の5人分の報酬でございます。その下、行政不服審査会委員報酬3万4,000円は、議案第12号で設置いたします塩尻市行政不服審査委員会の委員5人分の報酬でございます。一番下、消耗品費439万7,000円は、印刷機等の紙代、インク代とコピー用紙代でございます。

続きまして78ページをお願いします。最初の白丸、庁舎施設管理費6,446万余の主なものでございますけれど、6つ下の電力使用料1,770万8,000円及びその下、上下水道使用料212万7,000円は、本庁舎の電気及び上下水道の使用料金でございます。4つ下、電話料742万6,000円は市役所からの電話の料金でございます。8つ下に庁舎管理業務委託料936万6,000円がございますけど、庁舎の日常清掃、定期清掃、外部のガラス清掃に加えて、空気環境測定、水質検査等の委託料等でございます。9つほど下になりますけど、電話交換業務委託料615万円でございますけど、これは外部から市役所に着信した電話を各課に取

り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。

80ページをお願いいたします。最初の白丸の車両管理諸経費1,887万9,000円の主なものでございますけど、2つ下、燃料費336万2,000円は、公用車のガソリン及び軽油の代金でございます。その下、車両修繕料260万6,000円は、庶務課が所轄する公用車の車検料等の金額でございます。6つ下、自動車等借上料1,074万9,000円は、庶務課が所轄いたします公用車9台分のリース代に加えて、民間会社から借ります大型バスの賃借料でございます。

次の白丸、紙のタイムマシン活用事業713万5,000円でございますが、平成28年度の新規事業でございまして、民間会社から紙の再生機をリースいたしまして、庁内のコピー用紙を再生するものでございます。消耗品費163万2,000円は、紙を再生にするに当たり必要となる消耗品でございます。2つ下、古紙回収業務委託料60万1,000円は、庁内各課において紙の分類をしていただくんですけど、その分類した中からA4サイズのコピー用紙を回収していただく作業を市内の障がい者団体に委託する経費でございます。その下、古紙再生機使用料209万5,000円は、機器2台の4カ月分のリース料です。その下、工事請負費246万6,000円は、機器設置に伴う電源工事及びパーティション工事代でございます。その下、備品購入費は、紙の運搬に必要な台車並びに紙を置く整理棚等の購入費用でございます。

次の白丸、文書事務費3,326万円余の主なものでございますけど、3つ下の郵便料2,604万9,000円は、市から発送する郵便物等の郵送料金等でございます。その下、例規管理システム委託料395万3,000円は、条例、例規等に関する職員向け及びホームページにおいて閲覧していただくためのシステムの更新、並び管理にかかわる委託料でございます。

次の白丸、平和祈念事業74万円余の主なものは、82ページになりますけれども、上から2つ目の費用弁償60万8,000円でございますが、ヒロシマ青少年平和の集いと平和記念式典へ参加していただく、市内の各中学校の生徒の旅費等の費用弁償でございます。

次の白丸、契約事務諸経費468万余につきましては、主なものとしましては、契約事務諸経費の一番下のところです。財務会計システム使用料372万2,000円でございますが、本市に導入された財務会計システムの中で契約管理業務にかかわる部分のリース代となります。以上でございます。

○**選挙管理委員会事務局長** 固定資産評価審査委員会費でございますけれども、事業では19万2,000円になりますけれども、昨年度よりも13万円減額になっております。これは、27年に評価がえがありまして、それに伴いまして2件の審査請求をいただきました。それに伴いまして、報酬が若干多めになりましたけれども、来年は予定されておられませんので、減額させていただいております。以上です。

○**秘書広報課長** それでは次、秘書事務諸経費でございます。654万8,000円でございますが、初めの黒ポツ、市長表彰等記念品代27万2,000円でございますが、これは例年行っております11月3日に実施予定の市長表彰等の記念品代、あわせまして義務教育9カ年皆勤者の記念品代でございます。1つ飛びまして黒ポツ、交際費120万円ちょうどでございますが、こちらは市長の対外的活動、交際上の経費でございます。ずっと行きまして下から2つ目と一番下でございますが、全国市長会負担金35万7,000円、県市長会負担金88万1,000円につきましては、全国県市長会の運営費を市の規模に応じまして負担しているものでございます。次、おめくりいただきたいと思っております。上から2つ目の黒ポツ、信州塩尻会事業補助金30万円でございます。

すが、こちらのほうは、名古屋、東京、関西塩尻会の通信運搬費、会場費等の補助金でございます。

続きまして、次の白丸、都市交流事務諸経費でございますが31万3,000円。上から2つ目の黒ポツ、有料道路等使用料12万7,000円、こちらは姉妹都市の訪問に伴う有料道路代でございます。それから1つ飛びまして黒ポツ、都市交流協会補助金10万円。こちらのほうは、都市交流協会補助金ということで、姉妹都市等の親善交流に伴う協会への補助金でございます。

次の白丸、広報広聴活動事業でございます。3,433万5,000円。こちらのほうにつきましては、まず最初の黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬でございますが、7人分ということで2万4,000円でございます。こちらのほうは、放送法の基準におきまして審議会を行う報酬でございます。それからずっと飛びまして、中ほどに印刷製本費がございます。1,027万4,000円ということで、こちらのほうにつきましては、広報しおじりの2万2,200部の印刷費でございます。こちらは、28年度から月2回の広報発信につきまして、月1回に変更になるということで73万5,000円の減になっております。こちらについては、自治会の役員の負担軽減、それから28年度から本市も含めまして、県内19市のうち15市が月1回の発行ということで、社会情勢の変化と、それから市民ニーズに即した形の中で効果的な情報発信を行うということで、月1回の発行になっております。それ以外のタイムリーな情報提供につきましては、ホームページ等含めまして、さまざまな媒体によりまして発信に努めたいと思っております。それから、またしばらく下に行きまして、有線テレビ広報事業委託料794万9,000円。こちらは、行政チャンネルに伴う委託料でございます。それから次、下に広報配送仕分作業委託料85万9,000円、それからその下、広報配布委託料302万8,000円。こちらのほうは、シルバー人材センターにおきまして、広報の配付、仕分に伴う委託料でございます。こちらは、広報2回を1回にすることに伴いまして、226万2,000円の減になっております。それから、下から3つ目になりますが、ホームページ管理システム使用料534万2,000円、それからその下、声の広場・緊急メールシステム使用料342万9,000円。こちらのほうは、システムに伴うリース料の関係でございます。なお、こちらは、来年度9月をもちまして5年のリースが切れます。それに伴いまして、ホームページの関係につきましては、初期投資がなくなるということで減額になっております。それから、声の広場・緊急メールシステムにつきましては、声の広場につきましては、システムは各課においてメールアドレスが設置ができましたので、市民の皆さんからの意見は、そのまま聴取はできますけどシステム自体は取りやめということで減額になっております。あと緊急メールシステムにつきましても、あわせまして9月でリース切れになりますが、これについても、新たなシステム改修ということで現在検討しております。以上でございます。

○会計管理者 それでは、次のページ85、86ページをお願いいたします。3目会計管理費でございます。総額で1,455万円。主なものといたしまして3つ目の黒ポツ、印刷製本費141万2,000円につきましては、一般会計、特別会計の決算書等の印刷、また納入通知書等にかかわる印刷経費でございます。また、下へ行きまして5つ目の黒ポツ、検査手数料6万5,000円でございますが、新規でございます。会計課にございます金庫室の点検検査にかかわる費用でございます。またその下、インターネット等公有財産売却手数料6,000円でございますけれども、こちらまた新規でございます。ヤフー官公庁オークションによりまして、公有財産の物品の売り払いを行う際の手数料となっております。そのほか出納業務にかかわる経費を計上してございます。以上です。

○**財政課長** 続きまして、4目財政管理費659万3,000円でございます。これは財政係にかかわる経費でございます。説明欄の3ポツ、新地方公会計システム構築委託料。これにつきましては、平成29年度までに、新たな統一的な基準によります財務書類の作成が求められております。これにつきましては、国から無償提供されますソフトウェアがございます。それと本市の財務会計システムを連動させるためのシステム構築経費200万円を計上するものでございます。

続きまして、5目財産管理費でございます。2つ目の白丸、財産管理諸経費。下から2つ目でございます。全国市有物件災害共済会分担金650万円余でございますけれども、これにつきましては、庁舎、学校等建物火災保険、また公用車の自動車保険でございます。それから、おめくりいただきまして一番上、特殊建物定期報告委託料140万円余でございますけれども、こちらは建築基準法によります定期点検でございます、28年度につきましては、保育園等22件を実施するものでございます。2つ飛んで固定資産台帳整備業務委託料につきましては、本年度着手しまして2年目でございます。新地方公会計制度に基づきます財務書類を作成するために必須となります台帳整備となります。具体的には、これは市が所有をいたします全ての土地、建物、それから工作物等につきまして、航空写真、あるいは地図情報、課税台帳データほか、各種台帳を使いまして網羅的に資産を把握して、資産の種類ごとに分類をいたしまして、それぞれについて資産価値情報等を算出するというものでございます。次の固定資産台帳システム導入業務委託料につきましては、その固定資産台帳を整備した後、各資産を適切に管理、適用できるようにシステムを導入するというものでございます。それから2つ飛びまして、土地等賃借料、これにつきましては、職員駐車場、あるいは保育園など約96件に係る賃借料でございます。

次の白丸、基金積立金につきましては、中段より下でございます。協働のまちづくり基金元金積立金に2,800万円でございます。これはふるさと寄附金、28年度7,000万円を見込んでおりますけれども、そのうちの寄附をされる方の意向が、地域ブランドの構築を選択された方、その分を40%見込みまして、それをこちらの基金のほうに積み立てるという予算を計上するものでございます。財産管理費については以上でございます。

○**企画課長** 6目企画費、説明欄の初めの白丸、企画調整事務費313万円でございます。公の施設指定管理者選定審査会委員報酬のほか、必要な事務経費を計上するものであります。

おめくりいただきまして、90ページ説明欄の上から3つ目の白丸でございます。知の拠点推進事業、本年度に引き続きまして信州大学に職員を派遣いたしまして、地域課題の解決に向けた共同研究を進めるとともにですね、新たに民間シンクタンクを交え、ビッグデータの解析、分析等の共同研究も開始をするものであります。

次の白丸、シティプロモーション事業ですが、本年度策定をいたしましたシティプロモーション戦略を展開をいたしまして、本市の魅力を市内外に効果的に訴求をするものであります。地域おこし協力隊員2名、これをコーディネート役として位置づけまして、関連経費を計上したものでありますし、上から4つ目の黒ポツでございます寄附謝礼品2,100万円につきましては、セイコーエプソン社と連携をいたしました主力商品、追加計上したものであります。

次の白丸、移住定住促進事業3,540万円余でございます。本年度策定いたしました移住・定住・好住促進アクションプランに沿いまして、具体的な事業展開を図るものでございます。1つ目の黒ポツ、地域おこし協力隊員報酬1人分199万円につきましては、新たに隊員を任命をいたしまして、空き家の利活用を中心とした移住定住促進を図ってまいりたい。次の黒ポツでございますが、移住定住コーディネート業務委託料647万円余

でございます。専門のコーディネーターによる移住定住促進のための住環境整備を進めるものであります。おめくりいただきまして、92ページ上から2つ目の黒ポツでございます。移住促進事業負担金500万円でありませんが、市内の貸し住宅に転入をする夫婦などに対しまして、市内の農産物等1年間贈呈をして、本市の魅力を五感で体験をしていただいて定住につなげていく新規事業であります。次の黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金2,000万円ありますが、これは空き家の除去、片づけ、改修工事に補助金を交付し、宅地の増加と空き家の利活用を推進をして、不動産商品化を図る新規事業であります。私からは以上でございます。

○情報政策課長 続きまして7目情報開発費でございます。ページ92ページ、続きます。最初の白丸、住民情報等電算システム管理事業622万円でございます。これは住民記録等の経費でございます。主な内訳でございますが、電算機器使用料ということで294万4,000円、これは住民記録関係の電算機器の使用料ということです。1つ飛びまして、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金ということで192万6,000円、これはマイナンバー関係の利用負担金でございます。

2つ目の事業でございます。行政情報等ネットワークシステム整備事業6,147万6,000円、これは庁内の内務事務等の利用に関する経費でございます。1つ飛びまして、パソコン等使用料2,119万5,000円、これは、庁内の内部情報に関するパソコン等の使用料。それから続きまして、電算機器使用料ということで、3,668万8,000円、これもリース料として庁内の内部事務に関するリース料でございます。

次の事業、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。9,797万8,000円、これは塩尻情報プラザの運営経費でございます。主な内訳でございますが、5番目の黒ポツ、電話料でございます。685万8,000円、これはインターネットの上流回線分の電話料でございます。次、指定管理料7,020万円、これは指定管理の制度をとってまして、指定管理料としてお支払いする分でございます。1つ飛びまして、パソコン等使用料ということで、795万3,000円。1つ飛びまして、支障移転等工事ということで694万4,000円でございます。これは、例年150万円くらいの予算の計上をお願いしておりますけれども、今回県道の大門の松本信用金庫から西の関係の電線の地中化がございまして、その分544万3,000円くらい多く計上させていただいております。

次の事業でございます。情報処理事務諸経費ということで418万7,000円。これは事務諸経費でございます。その名のとおりでございます。主な内訳の点ですが、一番下から2番目、パソコン保守点検委託料223万4,000円。これは、パソコンの保守点検という形を抜き出した諸経費でございます。

次のページ、94ページの備考欄をお願いします。分散型無線ネットワーク事業399万4,000円、これは、無線のセンサーネットワークの保守の経費でございます。主な内訳は、大部分が無線装置保守点検委託料として396万3,000円でございます。

次の白丸事業ですが、グループウェアシステム運用事業947万9,000円でございますが、これは庁内の情報共有のための経費でございまして、メールやスケジュールなどの庁内の情報共有のための経費でございます。主な内訳につきましては、電算機器使用料として727万5,000円がでございます。

次の事業でございます。印刷管理システム運用事業として347万9,000円。これは全庁のシステムの印刷管理に関する部分のうちの情報政策課分ということでございます。2番目の電算機器使用料ということで、261万5,000円が主な内訳でございます。

次の事業、オープンデータ活用事業でございますが410万円でございます、行政が保有するオープンデータを活用する事業でございます。全てが活用の推進の委託料で410万円になっております。

それから、次の事業、情報セキュリティ運用事業653万5,000円でございますが、セキュリティを保つための新規事業でございます。主な内訳なんですけれども、2番目の電算機器使用料ということで639万6,000円となっておりますけれども、例年違う事業の中で約300万円ぐらいはかかっておりまして、その中のセキュリティ部分だけを移管を、現在27年度にかかったものの費用を移管しまして、セキュリティをくりまして合計をしまして大体300万円でございますが、残りの残額が新たなセキュリティ対策の増分ということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○**地域振興課長** 続きまして、8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費130万2,000円につきましては、地域づくり系の事務にかかります費用でございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,570万8,000円につきましては、市内66区の区長さんに行政連絡長を委嘱いたしまして、市と区との間の連絡調整を図っていただく活動費でございます。最初の黒ポツ、行政連絡長66人分の報酬でございます、下から2つ目の黒ポツ、行政連絡委託料1,480万円余でございますが、これは行政連絡活動費及び広報等の文書配布に係ります委託料でございます。今回、この事務事業見直しによりまして、先ほどお話がありましたように市の広報が年22回から12回に減ったということを受けまして、その配布事務に係ります委託料を250万円余、率にいたしまして約23%の減額をさせていただいております。

ページをおめくりをいただきまして96ページ、最初の白丸、コミュニティ活動支援事業の最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金98万円につきましては、各区等が実施いたします地域の活性化を図る事業に対する補助金でございます。前年度比で140万円余の減額となっておりますけれども、来年度用に申請された事業が、今年度もう既に補助対象となっていた区ですとか、あるいは備品購入等の対象外のもの等を不採用とした結果、このような結果になったということでございます。次の黒ポツの集会所改修事業補助金462万円余につきましては、地区の集会所等の改修事業につきまして、事業費の2分の1を補助するというものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業につきましては、LED防犯灯設置改修補助金といたしまして121基分207万円、また人家からおおむね100メートル以上離れた場所に設置されております指定防犯灯の電気料の補助金といたしまして、650基分の180万円を計上するものでございます。この指定防犯灯の電気料につきましては、これまで60ワット相当の電球を使用した場合の金額ということで、お支払いをしておりますけれども、LED化を進めるという中で実際の請求額、中電のほうから請求が来ますが、その使用料をお支払いすることといたしまして、前年度と比べまして139万円余の減額となっているものでございます。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業の一番下の黒ポツ、地域活性化支援事業交付金280万円につきましては、地域課題を解決するために地域が主体的に取り組む事業に対しまして、事業の内容によりまして、事業の執行に必要な交付金を交付することとしておりまして、上限を40万円とするものでございます。

続きまして、9目支所費でございます。説明欄白丸、片丘支所管理運営費から106ページまで支所ごとに計上してございます。各支所の通常の維持管理、それから支所の業務の運営に係ります経費でございますので、特徴的なもののみ申し上げます。

2つ目の白丸、片丘支所管理運営費でございますが、ページをおめくりをいただきまして、98ページ上から

7つ目の黒ポツ、営繕修繕料12万4,000円でございますけれども、今年度の消防設備検査で指摘を受けました消防設備の誘導灯本体の不良に伴います取りかえに係るものでございます。

ページをおめくりいただきまして、100ページをお願いいたします。2つ目の白丸、洗馬支所管理運営費でございますが、下から4つ目の黒ポツ、備品修繕料12万5,000円でございますが、これは農産加工室の加圧釜の圧力計が正常に働いてないことに伴うものなどの備品を修繕するための費用でございます。ページをおめくりいただきまして、102ページの黒ポツの一番下になりますが、備品購入費でございます。17万1,000円、これは和室のFF式石油暖房機の取りかえに係るものでございます。

さらにページをおめくりいただきまして、104ページをお願いいたします。説明欄白丸の檜川支所管理運営費、上から8つ目の黒ポツ、営繕修繕料8万6,000円でございますが、これは自動火災報知設備の取りかえ2カ所などが主なものでございます。

支所管理運営費の中でも特別なものは以上でございますけれども、各支所で使用しております軽トラックの車検関係の費用等につきましては、該当する支所に庶務課指示額を計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。支所費については以上でございます。

○市民課長 それでは、105、106ページをお願いいたします。10目の生活支援対策費でございますが、106ページの説明欄、1つ目の白丸、嘱託員報酬につきましては、消費生活専門相談員とシチズンサポーターの報酬、社会保険料でございます。なお、消費生活相談の経費につきましては、この相談員の報酬と関連の事務費につきまして県の補助金が交付されております。

2つ目の白丸の消費・生活支援対策事業の主なものにつきましては、3つ目の黒ポツで法律・特設合同相談員謝礼112万2,000円ですが、定例の法律相談などの弁護士の謝礼となっております。なお、消耗品費86万6,000円でございますけれども、この中には中原議員の一般質問でもお答えしました、電話による特殊詐欺被害を防止するための機器を50台購入する費用といたしまして、69万2,000円がこの中に含まれております。機器につきましては、購入後塩尻警察署と連携し、貸し出しという形で主に高齢者宅などへ設置する予定でございます。私からは以上です。

○地域振興課長 ページをおめくりいただきまして、107、108ページをお願いいたします。11目交通安全対策費でございます。昨年まで8款土木費にございましたが、この後の12目輸送対策費とともに来年度から2款の総務費に移動させていただきまして、よろしくをお願いいたします。

108ページ、白丸の交通安全対策事業諸経費でございます。上から4つ目の長野県民交通災害共済会費徴収報償金でございますが、103万2,000円でございます。こちらは、一般の会員の取りまとめ分といたしまして、1人当たり30円を該当区に支払うものでございます。その2つ下の消耗品費77万円余でございますが、例年行っております新入小中学生への反射材の配布ですとか、75歳になられた方への反射材たすきの配布に係るものなどでございます。なお、高齢者の反射材たすきの配布につきましては、交通安全協会との共同事業ということでございまして、2分の1の負担で行っているものでございます。下から4つ目の黒ポツ、交通安全教室等委託料558万円でございますが、これは高齢者や市内の保育園、幼稚園、小中高等学校などでの交通安全教室、それから下校時の街頭指導等に対します委託料でございます。前年度比で158万円余、率にいたしまして約20%の減額となっておりますが、これはNPO法人とらふいっくSistersになりますけれども、交通

安全教室等の啓発活動全般を委託してまいりましたが、当該NPO法人が元市の職員であったということなどから、市職員向けの研修会ですとか、社協の施設でのデイサービスのときに行っていますような交通安全啓発事業等についてもひっくるめて実施をしてきておりました。これらの事業につきましても、おのおの該当する事業課ですとか団体において負担をしていただくことという見直しをした結果、このような減額になったというものでございます。また、最後の黒ポツになりますが、塩尻交通安全協会負担金200万円ございますが、来年度からこの交通安全協会が主体となって地域の安協の役員さんとも加わってですね、各地域の高齢者向けの交通安全教室を主体となって開催をしていただくこととなっております。

続きまして、12目の輸送対策費でございます。説明欄の白丸、輸送対策事業1億364万円余でございますが、下から5つ目の黒ポツ、車両修繕料121万5,000円は、地域振興バスの檜川線として使用しておりますマイクロバスの修繕に係るものが主なものでございます。ページをおめくりいただきまして、110ページ上から2つ目の黒ポツでございますが、地域振興バス運行委託料8,830万円余でございます。市内10路線を2社に運行委託しているものでございます。前年比で800万円余、率にして約10%増加しておりますけれども、これは9路線を運行委託先となっておりますアルピコ交通が、信州アルピコタクシーに変更になったことに伴いまして、それまでの塩尻分、赤字で運営をしておりました。それが信州アルピコタクシーの会社のほうが引き継いだ中でですね、短期で事業として収支が見合わなくなったということの中で、人件費の見直し等も含める中で今回増額として請求をされたものでございます。その2つ下の黒ポツ、備品購入費1,200万円でございますが、地域振興バス檜川線で使用しているバスの購入に係る費用でございます。地域振興バス10路線のうち檜川線のみが、市の所有するバスを使って旅客運送事業を委託しておりますけれども、現在使用しているバスが購入後10年をへて、走行距離も53万キロを超えたことから大変故障しがちになったということで、車両を新たに購入するものでございます。

次の白丸、駅前駐車場等管理事業費でございますが、一番下の黒ポツ、駐輪場管理委託料42万円余、これは広丘駅の東西の駐輪場の管理にかかわるものでございます。以上です。

**○人事課長** 続きまして、職員厚生費でございます。嘱託医報酬36万円でございますが、これにつきましては、労働安全衛生法に基づきまして、50人以上の職場に設置義務があります産業医、これを田村先生にお願いするものでございます。

次の白丸でございます。職員健康管理・福利厚生費でございます。こちらは職員の労働安全衛生と健康保持の推進にかかわります経費でございますが、1,193万円余でございます。1つ目の黒ポツ、健康診断補助員賃金でございますが、こちらにつきましては、人間ドック、特定健診事業団の賃金とか特定健康診査の負担金等でございます。失礼いたしました、間違えました。今の黒ポツでございますが、賃金でございます。健康スクリーニング等の看護師の賃金でございます。その4つ下、メンタルヘルスカウンセリング委託料でございますが、こちらは産業カウンセラーをお願いいたしまして、メンタル不調を事前に防ぐものでございます。1つ飛ばしまして、ストレスチェック調査分析業務委託料でございますが、こちらメンタル不調を未然に防ぐものでございますけれども、ことしの10月末までに行うことを義務づけられておまして、50人以上の事業所でございますが、こちらにつきまして、ストレスチェックを調査し、そして分析をしていただく業務を委託するものでございます。

次の職員研修費でございます。人材育成事業1,661万円余でございます。こちらにつきましては、人事事

務諸経費のほうから職員採用試験の事務委託料をこちらのほうに移管しておりまして、2つ目の黒ボツでございます。特別旅費、これにつきましては派遣研修の旅費とですね、28年度は糸魚川市と県内閣府への職員を派遣する形の研修旅費でございます。2つ飛ばしまして、研修委託料でございます。こちらは一般と特別研修の委託料でございます。次の黒ボツ、職員採用試験事務委託料でございますが、職員採用の教養試験、専門試験の事務を委託するものでございます。その下の会議出席負担金でございますが、各種派遣研修の負担金でございます。以上でございます。

**○消防防災課長** それでは、つづきまして111ページ、15目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明申し上げます。112ページの説明欄、防災防犯諸経費1,998万5,000円のうち、中ほどの黒ボツになりますが、大規模災害被害想定調査業務委託料1,268万円につきましては、大規模な地震や風水害の被害等の想定調査、いわゆる防災アセスメントの調査業務委託料であります。この調査は前回の実施から既に10年以上経過しておりまして、この間に新潟中越地震、東日本大震災、長野県神城断層地震などの発生や、糸魚川―静岡構造線断層帯や南海トラフなどの国、県等の調査が進み、新たな知見も示されてきておりますので、それらの本市に係るデータの分析を初め、震災時の人的被害、建物やライフラインの被害想定等の調査などについて、改めて実施するものであります。なお、この調査により得られました最新のデータは、平成29年度に予定しております市地域防災計画の大規模な見直しや各種防災に関する施策等に反映することとしております。その2つ下の黒ボツ、被災者支援システムサーバ等使用料129万6,000円につきましては、大規模震災時に被災者、避難所、緊急物資等の情報を一元管理するためのシステムのサーバ等使用料でございます。一番下の黒ボツ、資機材等補助金120万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となります資機材の購入等に対する補助で、1組織10万円を限度に交付するものでございます。

次に、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業3,586万5,000円のうち、上から7つ目の黒ボツ、檜川地区防災行政無線保守管理委託料146万円とその下、防災行政無線保守点検管理委託料684万8,000円でございますが、これは檜川地区及び合併前の塩尻地域の同報系防災行政無線に係る保守点検の委託料でございます。ページ変わりが、113、114ページになります。114ページ上から2つ目の気象観測装置設置工事につきましては、降雪期に積雪の深さを観測し、災害対応として積雪状況を常時ホームページ上に公開するとともに、積雪の深さについて公式に記録するための積雪計1基を宗賀支所に設置する工事費として471万円余、また現在気温、降雨量等、市内の各気象データを管理しております気象観測装置のサーバーの老朽化に伴う装置の更新整備工事費として286万円余の計758万1,000円を計上するものでございます。その3つ下の県衛星系無線整備・撤去負担金につきましては、県庁と市町村役場と衛星回線で結んでいます長野県防災行政無線ネットワークの機器が老朽化したことに伴い、更新及び市町村合併で不用となった旧役場庁舎等のパラボラアンテナなどの撤去工事を県が行うに当たりまして、それらの費用を県と各市町村の2分の1ずつ負担するものであります。本市分の工事費は、本庁舎の機器の更新で1,690万5,000円余、檜川支所の機器の撤去33万7,000円余の計1,724万円余で、その2分の1の862万円を負担するものであります。私からは以上です。

**○選挙管理委員会事務局長** それでは、117、118ページをお開きください。一番上の白丸になりますけれども、公平委員会運営事務諸経費になりますけれども、これは職員の勤務条件に関する措置要求へ審査判定及び

職員への不利益処分に関する審査請求に係る決定等をするために設置された公平委員会の運営にかかわる諸経費となります。以上です。

○**税務課長** 続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費ですが、最初の白丸の賦課事務諸経費は、課税にかかわる経常的な事務経費であります。主なものは下から3行目、パンチオペレート業務委託料532万4,000円は、各税目の課税において紙ベースで提出を受けた申告書等の情報をパンチ入力するための委託料です。その下、eLTAx関連業務委託料340万6,000円は、インターネットを利用して行われる地方税の手続に関して、報告者、または申告者からのデータの受け取り、及び該当地方自治体へ受け渡しを行う業務等の委託料です。次に119、120ページをお願いいたします。上から2つ目、税システム使用料3,152万2,000円は、基幹電算システムのうち税務課で負担すべき部分の金額です。4つ下、市県民税申告課税業務支援システム使用料457万7,000円は、確定申告時における所得税及び市県民税の申告書作成の支援システム及び課税データの蓄積システムの使用料です。下から2つ目、市税還付金3,500万円は、法人、市民税を中心とした市税の還付に充てるものです。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料4,218万5,000円は、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の経年移動データの更新と、3年に1度実施する評価がえに対応する事業であり、航空写真の撮影と各種項目の見直しと検証を行う委託料です。その下、標準宅地不動産鑑定委託料2,059万円は、3年に1度実施する評価がえに伴い、平成29年1月1日現在の本鑑定と毎年実施する平成28年7月1日現在の簡易鑑定を実施する委託料です。以上です。

○**収納課長** その下の白丸、徴収事務諸経費3,283万6,000円をお願いいたします。主なものでございますが、下から4番目の黒ポツ、滞納管理システム使用料810万8,000円、その下、収納管理システム使用料272万9,000円は、それぞれの業務に特化した電算システム使用料でございます。ページをおめぐりいただきまして、121、122ページをごらんください。一番上の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金486万7,000円でございますが、負担金の内訳としまして、基本負担金が5万円、徴収実績割が26年度徴収実績の10%で234万円余、処理件数割が1件当たり9万9,000円の移管件数25件分で247万円余、合わせて486万7,000円となっております。以上です。

○**市民課長** それでは、その次の3項1目の戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。説明欄の3つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費でございますが、これらは諸経費ということで、下から6つめの黒ポツの戸籍システム使用料の920万3,000円を初めといたしまして、戸籍のシステム、住基のシステム、住基ネットワークシステムの使用料及び保守委託料が主なものとなっております。なお、一番下の個人番号カード交付事業交付金618万4,000円でございますけれども、これはマイナンバー制度に伴いまして、カードの発行業務を地方公共団体情報システム機構へ委任する経費ということで、全額が国庫補助として交付されるわけですが、2年目ということで平成27年度の予算よりは1,700万円ほど減った金額ということになっております。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** それでは、次のページ123、124ページをお願いいたします。4項の選挙費になりますけれども、2つ目の白丸になりますけれども、委員会運営等事務費531万9,000円になりますけれども、これは選挙管理委員会の通常の事務費となります。中ほどの黒ポツになりますけれども、選挙システム使

用料282万7,000円につきましては、選挙人名簿システムと連携した投票管理システム等の機器の一式の通常の使用料になります。

次に2目の選挙啓発事務費につきましては、小中学生の選挙啓発ポスターや年間を通じた新有権者への啓発にかかわる諸経費となります。

続きまして、その下の参議院議員選挙費につきましては、7月25日に任期満了となります選挙につきまして、執行経費3,294万8,000円を計上してございます。この執行経費につきましては、県経由で委託金として3,185万5,000円の交付を見込んでおります。主なものになりますけれども124ページの説明欄、臨時賃金等ございます、206万7,000円。それから次のページになりますけれども、126ページのところに消耗品費200万円計上させていただいております。これにつきましては、選挙権年齢の改正がございましたので、18、19歳を中心に新有権者へ選挙への案内文とともに啓発用品を配布することを予定しております。それから、中ほどの選挙公報新聞折込配布手数料116万7,000円につきましては、選挙の公報の新聞への折込配布に係る手数料となります。また、その下のポスター掲示場設置委託料324万円につきましては、市内に現在のところ269カ所の公営ポスター場を設置するようになっておりますけれども、ただいま選挙管理委員会の中でこの見直しをして、なるべくちょっと数を減らそうかなというぐあいに考えております。経費につきましては、減った段階でまた金額が減になると思われまます。それから一番下の備品購入費につきましては、今年度この参議院選挙に伴いまして、塩尻東地区センターに新たに期日前投票所を設置する予定でおりますので、その期日前投票所増設に係る関係機器の備品を購入を予定しております。以上です。

○企画課長 続きまして、127、128ページ、お願いいたします。5項の統計調査費2目の基幹統計調査費でございます。総額345万円余でありまして、6月1日を調査期日に全事業所、企業を対象といたします経済センサス活動調査などにかかわる経費を計上したものでございます。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、次のページ129、130ページをごらんください。監査委員費ということになりますけれども、監査事務諸経費468万9,000円がありますけれども、これは決算審査、定期審査、それから例月出納検査等を行う監査委員の業務活動に関する諸経費となっております。以上です。

○委員長 それでは、10分間休憩をさせていただきます。3時40分までということで、お願いします。

午後3時32分 休憩

午後3時40分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、今説明を受けたわけでございますが、質疑を行いたいと思います。ちょっと長いもんですから71ページから96ページの地域づくり振興費までということで、まず1回それでやらさせていただきたいと思いません。質問はありませんか。

○永井泰仁委員 94ページの行政連絡長報酬66人分ではありますが、この手当の計算式と一番大きい野村区と一番小さい中挾区は、どのくらい金額が違うでしょうか。

○地域振興課長 行政連絡長報酬の計算式につきましては、世帯によってですね、99世帯までが700円、そ

れから100世帯から200世帯までは800円、以下200世帯以上300未満が、また700円に戻ります。300から400が600円、400から500世帯が400円、500世帯以上600未満が300円、600世帯以上700世帯未満が150円、700世帯以上は市長が別に定める額ということになっておりまして、金額につきましては、一番大きい60万円で頭打ちにしておりますので、大門七区、それから町区、あと原新田、堅石、野村ですね。それから高出三区、四区、吉田一区、吉田三区、四区、五区が、60万円の頭打ちになっております。一番少ないのが中挾で、これは33世帯でございますが26万3,100円というふうになっております。

○永井泰仁委員 そうするとね、世帯数で比べてもかなりの違いが出るが、中挾の率はいいね、26万円で、野村が60万円なら。これの世帯で、えらい100から200の少ない方が率がいい基礎の計算で下がっていくような計算なんだけれども、ちょっと上のほうを抑えすぎたりやしないかというふうな気もするんだけどどうでしょうか。行政連絡長、みんな素直にわかりましたって言ってますかね。

○地域振興課長 4月当初に行政連絡長会議を開催しておりまして、その際にですね、この説明をさせていただいております。特に大きい、特に野村とかですね、そういう大きい区におかれましては、そういう思いは多分されていると思いますけれども、そういう場では特に要求はされておられません。

○永井泰仁委員 急にこれだけ刷り物になってきちっとしてきているので直せつのは難しいですから、そこまでは言いませんけれどね。やっぱり考えてみると野村あたりは5,400人からのとこだし、中挾はどのくらいいるだ、150人くらい。頭打ちでなるもんで差は60万円のとこと、大きいとこでは26万円なんで、もうちょっと、何て言うかね、バランスをまた考える計算式も今後検討してみてください。これは、要望でいいですが、何かありますか。

○地域振興課長 今のお話でございますが、報酬は今のよう確実に60万円で頭打ちになっている部分もございます。先ほどちょっと御説明申し上げました、94ページの下から2行目の行政連絡委託料の中でですね、活動費ということで委託料の分、それから文書等を配布してお願いしているということで、事務費ということでも、そちらのほうは世帯割で単価計算で掛けてお支払いをしているということもございます。これにつきまして、いろいろ行政連絡の仕事をやっていただいている中で、報酬も支払っている、また委託料も支払っているという中で、これの精査って言いますか、県内の状況を見ますと両方こういう形で支払っているところっていうのもあまり多くないものですから、今後は、今、委員さんのおっしゃられたようなことも十分含めて、この報酬とそれから委託料の関係についてもちょっと考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○柴田博委員 80ページの紙のタイムマシン活用事業というのがあるんですが、もう少し具体的にどんなことをどんなふうに応用していくのか説明をお願いします。

○庶務課長 既に新聞報道されて御存じの方も多々と思っておりますけど、セイコーエプソンさんが世界初の技術といたしまして、水を使わなくて紙を再生する技術を機械化して言いますかね、商品化されたものでございます。それを市役所のほうに導入させていただいて庁内に出るコピー用紙をですね、これでリサイクルをしていこうと。ざっと言うところこういう事業でございます。

○柴田博委員 それで、それを具体的にどれぐらいの規模で、誰がどんなふうに応用していくのかって。

○庶務課長 導入するのは、2台をリース方式で導入を考えておりまして、実際はですね、紙は各課で個人情報

でない部分を分別していただいて、コピー用紙からコピー用紙を再生するというイメージでございまして、新聞紙とかチラシとか、全部ごみではなくて、コピー用紙を集めてそれをこの機械にかけて、またコピー用紙に再生していくと。それで中で循環させて使用をするという構想でございます。それとこれに当たってですね、紙を各課から回収していただくところでですね、障がい者団体へお願いして、毎日というわけにはいきませんが、週に2日ほど2時間くらいの時間です、回収を委託でお手伝いしていただくというものでございます。

○柴田博委員 それで、これはやるとあれですか、例えば現状の紙代、購入する分と比べて経費の節減になるのか、ならないとか、その辺の見込みというのはどうなんでしょう。

○庶務課長 正直申し上げて、経費面では金額的には削減効果はそんなに大きくはないというのが、正直なところでございます。しかし、これを塩尻市に導入することによってですね、大変全国的には注目を浴びるであろうというのが1点とですね、最終的には市役所内での個人情報も、これによって処理をしようとするところによって、機密の保持のとか、漏れるリスクを低めていこうという考え方もございます。

○柴田博委員 その処理装置というか、機械とか、2台あるということですけども、それを操作するのは誰がやるわけですか。

○庶務課長 操作自体はですね、最初に集めていただいたものを機械にセットすると、あとは自動で行いますので、その最初の紙のセットを誰がするかということになりますけれど、庶務課のほうに臨時職員雇用してございますので、その臨時職員が当面していこうという考えでおりますし、臨時職員は毎日ではございませんので、休みのときには職員がセットのほうはしていくという考えでおります。

○副委員長 関連するんですが、委託先のことがあるんで、非常に申し上げにくい話にもなるんですが、どこからどこへ、庁内のを集めるわけですね。なぜ、そこで委託しなければいけないのか。

○庶務課長 実は障がい者の皆さんが働く場所がなかなかないという状況がございまして、福祉課のほうからですね、なるべく市役所内で雇用できる部分は、なるべく身障者の雇用を拡大していきたいという意向がございまして、庁内の各課で今、委員さんたちも御存じかと思いますが、それぞれボックスがございまして、何種類かに分けていただいているわけでございますけど、紙類をですね、こここのところに、1つの枠の中に使用済みのA4のコピー紙を集中的に入れていただいて、そこから再生機までの間を運搬回収していただく作業を委託していきたい。それによって雇用の場をつくっていきたくて、このような考えでございます。

○副委員長 私は障がい者団体に委託することはいけないっていうことを言ってるわけじゃないんです。それはそれで雇用の場としてきちんとあつせんなり、お願いするならばほかにもあるかもしれないですよ。これを庁内に出た古紙を自分たちで集めれば済むことで、経費的な面で見るときにね、経費の使い方、それは果たして適正なのかどうか。だから、それは障がい者団体への仕事のあつせんということと一緒に考えるべきことではないと思うんですよ。ほかに仕事、真剣に全部探したけどないと言え、それはしょうがないかなみたいな考え方にもなるんですけど、基本的には違うものだと思うんですけど、総務部長、どういうふうに考えますか。

○総務部長 経費面等考えれば、非常に難しい話になります。市のほうの姿勢という形の中で、なかなか今、課長が申しあげましたように、障がい者の方の雇用の場の促進という部分で、公共の場である程度やっていく必要があるだろうという判断で、そのような計画をしたものでございます。

○副委員長 障がい者の雇用についてね、さっきから言っているように、私はそれはだめだよっていうことを言

ってるんでなくて、もっとほかにきちんと見つけるべきところもあるんじゃないかっていう話をさせていただいているわけですし、またよくそこら辺をですね、検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長 要望でいいです。

○副委員長 はい、要望です。

○永田公由委員 関連ですけど、機械のリース期間っていうのはどのくらいですか。

○庶務課長 7年を予定しております。

○永田公由委員 そうすると、7年間毎年200万円ずつ払っていくという理解ですね。

○庶務課長 ここに計上したのは、2台の4カ月分でございますので、その金額で使用料が200万円ちょっとになりますので、29年度からは金額がこの3倍ぐらいにのしていくということになります。

○永田公由委員 これ、2台で4カ月で200万円。

○庶務課長 そういうことになります。

○永田公由委員 600万円ということだね、1年で。

○庶務課長 1年間に直すと600万円相当のリース料になっていくということになります。

○永田公由委員 そうなのっていいだ。そんなにかけてわざわざエプソンの宣伝してやらなきゃいけないかや。

○庶務課長 これによってですね、購入しているA4用紙が、どのくらい購入しなくて済むかっていう部分もありますけど、年間でもし全部をですね、これで賄えるとすれば、300万円ぐらいA4のコピー用紙は購入しますんで、その分は減るのかなって気はしますけど、全部を賄うことはちょっと無理ではないかなと思っています。ですから完全イコールにはなりませんので、ですが600万円が差し引きで若干紙の購入が抑えられるというメリットは生じると、ちょっと苦しい答弁ですけど、そういう状況でございます。

○永田公由委員 それともう1つ聞きたいのは、工事の設置費は1回据えつければいってことだよ。別に後はいらないうってことでしょ。

○庶務課長 ここに計算してある工事費はですね、この機械は200ボルトを使うものですから、200ボルトの電源を引いていく工事とあと企業秘密が入ってるものですから、簡単に第三者が来て機械に触ってバラしたりできないように一応周り安全対策を含めて、小さなお子さん等が来られてときに誤って機械に近づかないような安全対策を考慮しまして、パーティションを設置する予定でございますので、そのパーティションの設置費と電源工事の費用を見てございます、ここの工事費は、据えつけにつきましては業者のほうで設置しますので、その費用は含まれておりません。

○永田公由委員 それとこれ、場所はどこへ置くの。

○庶務課長 今のところ大変多くの視察が予想されますし、これは希望的な予測でございますけど。それとせっかくの機会でございますので、多くの市民の方から見ていただいて環境学習の要素にもしていただきたい。いわゆるリサイクルの様子でございますけど。これを見ていただきたいという考え方でございますので、市役所の市民ホール、それと保健福祉センターを今のところ予定しております。

○柴田博委員 今回の関係ですけれども、これは運転というか、作業を行うのに必要な例えば薬品とか、そんなようなものは全部リース料に込みということなのかっていうことと、それからもう1点、1回使った紙を処理して、その機械で何度でも処理できるのか、上限が何回くらいまでできるのかっていうようなことがあれば、ち

よっと教えてください。

○庶務課長 まず最初の消耗品の関係ですけど、ここの消耗品費にちょっと大きな金額163万円ぐらい載ってますが、これが紙を精製するに当たって必要となるカートリッジの消耗品ということでございます。この紙の精製に当たっては、一応紙を一旦繊維まで細かくして、それをさらに普通の紙にまた固めるというような技法であるようでございますので、それに必要になるカートリッジの消耗品としてこの金額が必要になるということと、あともう1つ。

○柴田博委員 何回まで使えるか。

○庶務課長 一応基本的には何回もできるってことになってますけど、何回も重ねることによって繊維が大分短くなっていってしまいますので、そこは同じ紙ばかり使っていると限界が生じるということになるかと思えますけど、まだ実証事件を重ねてないものですから、最終的に同じ紙を何回使ったらだめなるかというデータはちょっと持ち合わせておりません。ただし、実際の運用に当たっては新しい紙も入ってくるというので、全く同じものが何回もリサイクルされるということは、ちょっとないというふうには考えております。

○柴田博委員 先ほどのリース料は2台4カ月分でしたけど、消耗品も4カ月分ですか。

○庶務課長 実はですね、同じようにそういうことになります。

○柴田博委員 高いよ、それは、高い。もう1点、それと1回繊維単位までバラバラにするということだと、私は薬品か何かで全部インクを抜くのかと思ったんだけど、そうじゃないということになれば、例えば1,000枚の紙を入れて、でき上がりは1,000枚できるわけですか。それとも900枚とか950枚とか、そういう感じになるわけです。

○庶務課長 少々お待ちください。完全に100%再生というわけではございませんで、1割ぐらいはロスが出るような格好になろうかと思えます。10枚の古紙に対して完成品は9枚ぐらいですかね、おおむねそのような状況になろうかと思えます。

○柴田博委員 これはいつごろから検討されていて、どういう形でやるようになったか、もう1回説明してください。

○庶務課長 これにつきましては、新年度予算作成時にですね、新規事業としてこういう事業を取り入れていったらいかがなものかということで、新年度予算にあわせて予算作成時期から検討させていただいたというものでございます。

○柴田博委員 それは、誰が提案されてやるようになった事業なんですか。

○庶務課長 これにつきましては、当初生活環境課のほうでですね、いろんな細かい情報をつかんでおりまして、それで実際に運用するのは庁内の紙のリサイクルということになりますので、運用面は庶務課ということでございます。

○永田公由委員 1年間、年間のかかる費用を概算でいいで、ちょっときちんと出してもらって、それからもう1回審議する。

○委員長 それじゃ、済みません、今、委員のほうからも話がありましたように、1年でどれくらいお金がかかるかっていう、そういう目線でまず1回資料を出していただだけませんか。

○庶務課長 それでは、後ほどになりますけれど、資料を出させていただきたいと思えます。

○委員長 月曜日まででいいです。

○庶務課長 承知いたしました。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 90ページが一番下の移住定住促進事業の関係で、新しく地域おこし協力隊員を1人ふやすということですが、これは具体的にもうどなたかに決まっています、具体的にもう話は進んでいるということでしょうか。

○企画課長 具体的に個人を特定している段階ではございません。地域おこしを担っておりますNPO法人がございまして、ETICという法人ですが、そういった機関を通じて人探しをしているというような状況でございます。以上です。

○柴田博委員 具体的にはどんなことができる人をお願いをするという形になるわけですか。

○企画課長 空き家の利活用をですね、コーディネーターを配置をして展開をしていくわけでありまして、それを補助するような形ですね。空き家の利活用の現地確認でありますとか、相談でありますとか、あと移住定住のワンストップ窓口も設置をしたいというふうに考えておりますので、コンシェルジュの役目も担っていただきたいと考えております。

○柴田博委員 それと同じ白丸の中で、次のページの一番上のほうの移住促進事業負担金500万円ということで、さっき説明していただきましたが、ちょっと聞き漏らした部分があるので、もう一度お願いします。

○企画課長 この事業につきましては、本市の貸し住宅に転入をして来る夫婦、あるいは婚姻届を出した際にですね、1年以内に他市町村から移られて来た1人でもいけば、貸家に今住んでいただく条件なんです、特産品をですね、農産物でございまして、年に4回を今考えていますが、進呈をして本市のよさを知っていただくということで、定住につなげていきたいというふうに考えております。基礎データはですね、本市転入、転出率とも長野県の中では3番目くらい高い。非常に人口の流動性が高い地域でありますので、そうした人々をターゲットに定住をしていただきたいというふうなこともありますし、誇れるだけの地域資源も十分持っておりますので、まず五感を通じて感じていただきたいという新規事業でございます。

○柴田博委員 対象になるのは、これからっていうか、一定のときから後の転居者っていうか、そういう形になるのかどうかということと、実際にはどなたをお願いするかというのは、相手からの申し込みか何かをいただくのか、その辺の説明を。

○企画課長 年度当初から少し制度設計の期間をいただきたいというふうに考えております、2カ月なり3カ月。その間に制度設計とあと周知を図るというようなことで、年度途中からスタートをしていきたいというふうに考えておまして、転入の際に申請書等をお渡しをして、申請をしていただくというようなことを考えております。窓口は企画課を想定しております。以上です。

○永田公由委員 関連でいいですか。500万円という予算で、いわゆる野菜を年に4回渡すという理解でいいわけですね。そうしたときにこれ、何組を想定されてるわけですか。

○企画課長 200世帯を想定してございます。200世帯掛ける2万5,000円で500万円になりまして、200世帯につきましても、年間の転入者数から割り返しをしまして、夫婦で転入をされる方、恐らく100世帯くらいが該当になるのではないかと考えておりますし、また年間の結婚件数が400件ございまして、

そのうち該当が100世帯くらいあるのではないかということで、合わせて200世帯という設定でございます。

○永田公由委員 それで、これでいくと1世帯当たり2万5,000円、年4回だと1回に6,000円強の野菜を渡すということなんだけど、そんなに1回にもらっても困りやしない。6,000円分の野菜ってものはえらい騒ぎだけど。

○企画課長 野菜はあくまで例でございまして、野菜ほかですね、特産品をメインに組みまして、今後検討してまいりたいというふうに考えています。例えばワインですとか、みそですとか、そういったものも織りまぜていきたいと考えています。

○永田公由委員 わかりました。いい、それともう1つ。先ほど柴田委員の地域おこし協力隊員の話ですけど、ここに活動補助金が1人200万円ずつ盛られてるんだけど、これはどういったものを対象にされているのか、いわゆる人件費の上乗せなのか、それとも実際に活動をされて、その実績表だとか何かをつけて200万円を出すと、こういうことですか。

○企画課長 協力隊の活動の補助金につきましては、通常の活動に伴います消耗品でありますとか、パソコンの借上料、また旅費等でございますし、また自動車も首都圏から仮に移られて、こちらで活動するには必要になりますので、もしお持ちでなければ、そういったリース料等も含めております。この200万円というのは、1人当たりの特別交付税の算定の上限でございますので、特別交付税措置をされるということでございます。以上です。

○中原巳年男委員 92ページの上から3つ目、住宅ストック活用事業補助金というのは、これはどういうものなんでしょうか。

○企画課長 空き家の利活用を図る新たな補助制度でございまして、まず空き家の除去、これは市街化区域を想定をしていますが、除去に際しまして50万円を上限に補助率2分の1。これは宅地の供給を促すものであります。それから、空き家の片づけ、改修にも補助を出します。空き家の片づけにつきましては、市街化、それから都市計画区域外でありまして、上限10万円でございます。補助率2分の1。空き家バンク登録を条件にしております。さらにそこに住みたい、もっと快適に暮らしたいという場合につきましては、空き家の改修工事費、上限50万円、補助率2分の1。所在地の要件を市街化、それから都市計画区域外ということであります。以上です。

○中原巳年男委員 この活用事業補助金の対象者は、その家を借りた人なのか、行政のほうで前もって、例えば除去する場合には、もうしておくのかっていうのは、どういうふうになっていますか。

○企画課長 空き家の除去、それから片づけにかかわります対象者は、所有者のみとさせていただきます。空き家の改修工事につきましては、所有者、もしくは借りて利用する方、両方を対象者に加えております。以上です。

○中原巳年男委員 そうすると、よく古民家なんかそうですけども、リフォームして住みたいっていう場合には、片づけでも除去でもないんだけど、幾らぐらいを想定していますか。

○企画課長 空き家の定義がですね、1年以上居住をしていない戸建て住宅という定義でございますので、そこを所有するなり、借りるなりして、改修工事をする場合は該当になると、そういう定義づけをしております。

○中原巳年男委員 例えば、先ほどの条件は50万円とかっていう金額設定はあったんですが、リフォームの場合の金額設定は。

○企画課長 改修工事費につきましては、上限50万円の補助率2分の1でございます。

○永田公由委員 今のにちょっと関連して。これはあれですか、市街化区域、市街化調整区域、その他関係なしに市内だったらどこでもいいということですか。

○企画課長 改修工事費につきましては、市街化区域と都市計画区域外とさせていただきます。

○永田公由委員 そうすると調整区域は入らないってこと。えらい調整区域差別してくれるじゃない、いろいろで。同じ税金使うに。

○永井泰仁委員 78ページの庁舎管理の関係でね、約6,446万4,000円計上されてますが、このたびのリフォームでまだ丸々1年過ぎないんですけども、蛍光灯のLED化だとか、あるいは冷暖房システムをかえたことによって燃料高、電力使用料等は伸びているか、あるいは効率的に下がってきているか、まだ期間が短くてわからない面もあると思いますが、どんな傾向でしょう。

○庶務課長 まず電力使用料に関してですが、平成27年度予算が2,826万1,000円で、28年度が1,770万円ということで、実績を踏まえまして大体1,000万円ぐらいの減額予算でございます。

○永井泰仁委員 これに連動して、例えば上下水道の使用料とかってというのは、もう前とほとんど横ばい状態ですか。

○庶務課長 庁舎の耐震改修にあわせまして、受水槽を今度新しくこちらの東側のほうに設置させていただきます。昔ありました庁舎の地下のさらに下に受水槽ございましたけど、それは防火水槽専用とさせていただきます。それで、ビル管理法の関係で受水槽は年に一遍ですね、清掃が義務づけられておりましたので、今までは大変たくさん量の水を1回捨てて、それで清掃をするというようなことをしておたわけでございますけど、今度屋外に設置させていただきました受水槽はコンパクトなもので、モーターによって圧力で各階へ送ってございますので、その分多くの水を捨てなくてよくなりました。その結果、昨年度予算に比べて、上下水道料としましては約140万円の減額予算でございます。

○永井泰仁委員 じゃあ、かなり効果あったね。いいです。

○柴田博委員 78ページの下の方の電話交換の関係ですけれども、今、ダイヤルインって言いますか、それぞれ職場ごとに直通になっていますが、電話交換を通さないで実際に電話がかかってくるというのは、傾向としてはどのくらい減っているんでしょうか。

○庶務課長 なかなか即効性がないものですから、際立って減ったとう状況ではございません、正直なところ。各折にですね、納税通知書なり、そういうもので、封筒に印刷をすること等によってですね、広く多くの市民の方に周知をしてみたいと思っております。現状においては、格段減ったというような状況は、残念ながらまだございません。

○柴田博委員 96ページの防犯灯の関係ですけれども、市内の防犯灯の中でLEDに既に変わったっていうのは、どれくらいになるか、もしわかったら教えてもらいたいですけど。

○地域振興課長 今現在のところですけども、全部で6,778、全て今把握をしている防犯灯ございまして、そのうち242というのが、26年度末までの状況でございます。率にしますと3.6%という微々たるものなんですけれども、これ27年度からLEDに特化してきているものですから、これからは改修として出てくるものは、全てLED化になってまいりますし、新設で上がってくるものも全てLED化ということになりますので、年間大体60から70ぐらいの改修というものが上がってきております。この60から70ということできま

すと、大体1%くらいは上がっていくってというような状況かと思います。以上です。

○柴田博委員 それで指定防犯灯については、市役所のほうで電気料負担してるんで、その分については、例えば積極的にLEDにしていこうというような、そういう方針っていうのは、今のところないんでしょうか。

○地域振興課長 市のほうで、ここをLEDにしてくださいってことをお願いをしていくってことですかね。指定防犯灯につきましても設置する場合にはですね、申請される区の持ち出し部分があるものですから、一般防犯灯よりは率をよく補助はしているんですけども、なかなか区のほうの予算事情もございますので、うちのほうから積極的にちよっとっていうことは、難しいかなというふうに考えております。

○柴田博委員 LEDにすれば、先ほどのあれで、契約の大きさを変えることで電力料下がるわけですよね。そういうことからいけば、各区によって事情はいろいろあるもので、各区が設置して電気料も払っている部分については、そんなに市のほうからとやかく言えないけど、電力料を市が負担している指定防犯灯については、普通のやつ以上に補助するから、ぜひLEDに早くしてよっていうようなことは、やろうと思えばできると思うんだけど、そんなつもりはないですか。

○地域振興課長 26年度までは60ワット相当ということで、先ほどちょっと説明をいたしましたけれども、実際の電気料ではなくて60ワットの電球がついていて、それを何回球をかえたとかってというようなことも想定をしてですね、いろんな負担金等も入れる中で1個当たり幾らというような計算をして、お支払いをしてきたんですね。それが27年度要綱を変えたことに伴いまして、実支出額ということで請求額、中電のほうから各区長さんのほうに行くものですから、その電気料を支払ってると。このところで先ほども言いましたように、130万円くらいの減にはなっているんですね。なおかつこれが、今現在は確かに白熱球で請求をされてるものもあるものですから、今、委員さんのおっしゃるようになりますね、区のほうにもそういう部分ではお話を、地区の中のほうが先だよっていうふうに言われてしまうと、なかなかうちのほうで強制ができないかなと思いますけれども、要望としては、そんなことも働きかけていきたいなと思っております。

○永田公由委員 今の防犯灯の下の地域活性化プラットフォーム事業という新しい事業だと思うんですけど、これは1地区ということは、いわゆる支所単位という理解でいいと思うんですが、上限40万円の事業交付金というのは、これは年度途中でも、そういったものが該当すれば出してくれるということですか。

○地域振興課長 地域ですとね、課題を自分たちで見つけていただいて、この課題をどうやって解決していこうかっていう中で、こういう事業をやりたいという申請を、それは地域づくり計画という計画をつくっていただくんですが、その中に盛り込んでいただいて、それが年度中途に出てきてもですね、それはその中で交付をしていくことは可能です。ただ予算の枠が当然ございますので、28年度につきましては、当面北小野と宗賀をモデル地区としてですね、そこは申請の内容にもよりますけれども、40万円限度でお支払いをできるような体制をとってあるということでございます。

○永田公由委員 それはあれですか、ソフトとかハードとか、そういった区別はなくて、いわゆる地域づくり計画に沿ってればいいと、こういうことです。

○地域振興課長 中身、例えば単なる飲食ですとかね、そういうものはだめなんですけれども、それ以外のものであれば、事業、それを必要だということであれば、お支払いができるようにっていうことで、考えております。

○委員長 ほかにはどうですか。それじゃ、私のほうから1つお願いします。

88ページの右側の上から8行目、土地等借地料ですが、これはあれですよ、市が個人の人だとか、そういうような方から土地を借りて借地料を払ってるってことでよろしいですよ。

○**財政課長** そのとおりでございます。お借りしているところの土地料をお支払いするということになります。

○**委員長** それで、昨年と比べますと379万円の減だもんですから、相当借地料で、これだけのお金っていう、400万円くらいのあれが安くなったってことはですね、どっかの土地がもう処分されたとか、そういうようなことなんですか、それとも単価が下がったってことなんでしょうか。

○**財政課長** 幾つか増減ございましたけれども、大きなところが、今、レザンホールの駐車場としてお借りしています土地がございます。そこにつきましては、お返しすることになりましたので、これについての減額分がこれに相当するものでございます。また改めて予算計上してございますけれども、そこにかわる駐車場を新年度予算で整備をすると、そういうことになってございます。

○**委員長** そうすると、その新しい土地には借地料っていうのは、必要ないんですか。

○**財政課長** 新しい土地につきましては、これは購入をするということで予算は計上してございます。

○**委員長** ありがとうございます。

それじゃ、あと残りの130ページまでをお願いしたいと思います。96ページからですね。

○**柴田博委員** 126ページの選挙費の中の東地区センターをことしの夏の参議院選挙では、期日前投票に使うということで、本会議での説明のときはお祭りと重なるんでというような話だったのですが、今後については、常時東地区センターも期日前投票所として運用するという、そういう意味なんでしょうか。

○**選挙管理委員会事務局長** 今後も引き続いて、そこは期日前投票所として使っていきたいと考えております。

○**柴田博委員** それからですね、いろいろな選挙のときの各投票所で、誰が来て投票したかどうかというチェックしてますよね。私は吉田に住んでますんで、今までだったら吉田原保育園でやってました。そこしか見てないんで、ほかのところはどうだったかわかってないんですけど、本会議での話を聞く範囲では、全箇所がそれと同じようにやられてるってことじゃないような印象を持ったんですけど、実際にはそうなんでしょうか。

○**選挙管理委員会事務局長** 市内には40カ所投票所がございまして、有権者が1,000人以上いるところはパソコンで処理をしてます。それ以下につきましては、従来どおりに名簿がありまして。

○**柴田博委員** 紙ベース。

○**選挙管理委員会事務局長** はい。それでもって消し込みをしています。本会議で18、19、調べてほしいということですので、18、19だけ全部拾いまして、チェックをしていきたいなど。時間かかるかと思いますが、データとして残していきたいというぐあいに考えております。

○**柴田博委員** 私は全箇所パソコンでやっているのかと思ってたんですが、紙ベースでやっているところについては、期日前でどなたが投票されたかどうかというのを紙に写さなきゃいけないわけですよ。その作業というのは誰がいつやっているわけですか。

○**選挙管理委員会事務局長** 期日前につきましては、支所でほとんどやっておりますので、それはオンラインでつながっております。なので、データ上では全部押えることができる。それを選挙当日は、オンラインで全部つながってませんので、大きいところはパソコンに落とし、小さいところは紙ベースで出しているということですので、データは全部そこで、入っています。

○柴田博委員 入ってはいらんだ。わかりました。

○永田公由委員 輸送対策事業の関係で、10路線で檜川含めて、今、何台のバスでやっていますか。アルピコが何台、檜川が何台っていう。

○地域振興課長 檜川線以外の9路線が、7台のバスで9路線をやっております。檜川につきましては、現在市のバス2台で運行しております、1台予備で、ちょっと古いのをスペアとして持っております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、先ほどの説明の中で車両修繕料125万円というのは、予備のバスの修理代という理解ですか。

○地域振興課長 その予備の部分と、それから地域振興課にも公用車がございますので、2台分、そちらのほうの修理も含めてございます。1台は檜川村から引き継いだ年代物なものですから。

○永田公由委員 それと1、200万円で新車を買う予定らしいですけど、何人乗りで、どの程度、今のバスを予定しているわけですか。

○地域振興課長 29人乗りのマイクロバスでございます。それで4WD車っていうことですね、それが去年の11月に発売になったものですから、それをあわせて購入をしたいというふうに考えております。

○永田公由委員 それから110ページの中で、人材育成事業で糸魚川市へ職員を派遣というか、交換するというようなことですが、これはどういったことを目的として派遣研修をするわけですか。糸魚川市の何か特徴的なものがあって派遣するのか、ただ単に姉妹都市だから行ってこいでやるとか、どういうことですか。

○人事課長 糸魚川市との人事交流につきましては、実は糸魚川市さんのほうからお声がかかりまして、姉妹都市ということも1つあるし、またそれぞれ産業の関係で学ぶべきものもあるじゃないかということの中で、お互いに人材を交換しようということで考えたものでございます。以上です。

○永田公由委員 これはあれですか、単年度でやるのか、それとも二、三年継続して同じ職員が、そっちへ行つてると、こういうことです。

○人事課長 今回全く初めてでございまして、とりあえず1年間やってみるということをお互いに考えております。これで、その1年目の者は、1年で帰ってくる予定でございしますが、お互いに効果があるということになれば、何年か継続していくということも考えるかなと思いますが、やってみての効果を期待したいと思います。以上です。

○永田公由委員 これはあれですか、いわゆる係長クラスとか、主査クラスとかってあるんですけど、どの辺の方を、いわゆる想定されてるわけですかね。

○人事課長 若い職員を考えております。以上です。

○永田公由委員 若い職員って言っても、みんな若いじゃん。

○人事課長 主事クラスでございまして、20代で30未満の者を考えておりました。以上です。

○永田公由委員 ちょっと今、永井委員も言うんだけど、目的がちょっと何かはっきりしないっていうか、糸魚川市から来る人っていうのは、私、塩尻へ来れば相当学ぶことは多いと思うだよ、はっきり言って。だけども、塩尻から糸魚川へ行ってもね、はっきり言って、そんなに特徴あることをやってるわけじゃないしね、カニはうまいけどね。糸魚川市さんは、こっちへ派遣したいっていうのは、どういったところを研修させてくれって言って来たわけですか。

○人事課長 産業関係を学びたいと。それは観光も含めた産業関係でございます。以上です。

○永田公由委員 ま、いいや、あんまり言わない。

○副委員長 114ページをお願いします。上から2つ目のボツで、気象観測装置を宗賀支所ですか、設置されるということなのですが、これで市内には何カ所になるのでしょうか。

○消防防災課長 この気象観測装置は、積雪計なもんですから初めて今回設置をするということになります。

○副委員長 積雪とか、降雨量についても、正式な測候所じゃないんで、正確な数値ってのは出ないと思うんですけど、いわゆるどのくらい降ったっていうときに、この間雪のときは市役所周辺でしたっけ。何かそういう表現だったかもしれないですけど、どこを使っていくのかね、基本的には役所のところの数字を使うのがいいのかなっていうふうには思うんですけど、そうするとあってはいいいと思います、宗賀の委員さんもいるんで怒られちゃいけないんですけど、宗賀支所に置いてはどうするのっていうことがね、一方ではあるんですよ。そこら辺の考え方をちょっと。

○消防防災課長 このような機器を設置してはかるってことはですね、一応地方公共団体が気象観測をする場合、気象業務法という法律がございまして、国の検定を受けた機器でないと観測とか、住民に対して示すことはできないということになっております。この宗賀地区に積雪計を設置するという背景はですね、各種、市の統計しおじりもそうですし、それを参考にして地域防災計画にもつくっておりますけど、気象の観測のデータがですね、県の花き試験場でとってるデータというのが、市の統計の基本になってずっと今までも来ておりました。雪の降り始めとかも、そこで今観測をしたり、降水量はほかでもはかってますけど、一応過去からの流れで過去に積雪もはかっていたこともあると、今はやってないようなんで、公に公表することができないということで、あくまでも私らが雪降ったときに、その辺で何センチ降ったかやってみろって、物差しで刺してみるぐらいなあれで、一応それだと法的には公表することができずに目安だということだもんですから、今回、国の検定品をつけることで、これは正式な記録にもなってくということなんで、ただそういったところで大門が基本じゃないかということなんですけど、一応気象のデータのもとになっている統計が宗賀地区でやっているということで、一番そこに近い宗賀支所で今回設置して、過去のデータもリンクではないですけども参考にしようかということで、設置するものでございます。

○副委員長 重ねて申し上げますが、宗賀支所に置いちゃいけないってことを言ってるんじゃないんで、その花き試験場からの距離的な制約はないんですよ。

○消防防災課長 特段ございません。

○副委員長 だとするならば、私はやっぱり市役所に置くべきだっていうふうに思うんですがね。逆に言うと、これも済みません、何でわざわざ宗賀支所の数値を公式にしなきゃいけないのかって、そもそも論になってしまいますし、基本的なところでは、私はそう思います。意見として申し上げておきます。

○委員長 それじゃ、要望でいいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 わかりました。

○永井泰仁委員 課長のところに集中しちゃって申しわけないが、112ページの大規模災害の被害想定調査業務委託料1,268万円載ってますが、これは防災のアセスメントをつくるということなんです、委託先とね、

それから前回から見りゃ大体今度は10年くらい経過してるんですが、ここの考え方について説明してください。

**○消防防災課長** 委託先につきましては、また入札でもって決めていくというふうに考えております。こういった関係の調査をやっているコンサルを中心に指名をしていく予定でございます。考え方につきましては、昨年度県もアセスメントをやって公表されたところでございますし、先の調査で糸魚川―静岡構造線断層帯の牛伏寺断層を含む中部地域の確立が昨年度、これは国のほうの調査ですが、そんなような確立がですね、30%ぐらいまで上がってきているというような状況、それと前回が大分、旧塩尻の合併前の地域で平成14年、合併に伴ってデータを知る必要があるということで、平成18年に檜川地区のアセスメントをやったとこなんですが、それからこれまでの間に大きな震災がございまして、また市内でも松本地震等があつて予期せぬ結構被害があつたというようなことが、新たな知見と言いますか、そういった現象が出てますので、ちょっとまたそれを改めて調査するというので、今現在各家庭にお配りしてあるハザードマップにつきましても、実は以前にやったときのデータをもとにつくってあるものですから、このあたりで新しい調査をして、いろんなものに反映していかなければいけないんじゃないかということでやることとでございます。

**○永井泰仁委員** 今ね、専門のこういうことをやってるコンサルに発注ということなんですが、今までの地形の変化とか、またさらに精度を上げていけば危険率が高まってくることはわかるんですが、これ、コンサルじゃなくて、どっか大学との実習でしっかりしたとこで連携してって、経年変化みたいなことも3年単位とか、5年単位で提供してもらえような、そういうとこへ委託するようなことは考えられませんか。

**○消防防災課長** 最近では、信州大学にも防災研究所が昨年度できたりしてはいるんですが、やはり研究ですと狭く深くというか、全体的にやはり見て全ての、我々行政が欲しいデータを集められるかという、なかなかそういうわけじゃなくて、ちょっと学術的に地震の確率とか、そういった研究は進んではいますけど、なかなか人口密集地域への影響とか、ライフラインの影響とかって、そういう全体的なやはり調査するには、コンサルでないとなかなか難しい面があるかというふうに考えております。

**○永井泰仁委員** そうするとコンサルにしてもね、県の方でお願いしている業者とか、松本あたりがどこへ頼んでやっているか、そういうとこと同じようなとこのほうが、長野県全体、あるいはこの中信の全体のをね、シミュレーションしてもらうにも非常に精度の高いものが出てくるような気がするんで、これ委託先はコンサルという考えのようですけども、そこの先は十分考えて、金の問題よりもそこの持っている技術とか、これまでに携わってきた分析能力とか、そういうとこの技術能力の高いところへお願いをして、またできれば3年とか5年先にも情報を提供してもらったりできるような、経年変化で。そういうようなところをぜひ委託先には選んでやってほしい。これは要望ですけども、要望しておきます。

**○柴田博委員** 110ページの真ん中より少し下の健康診断補助員賃金というやつですけど、ちょっと先ほど聞いたんですけどよくわかんなかったんで、どんな方にこれをお願いするのかということと、こうやって年間で6万9,000円で、何日分か何回分か何時間分かよくわかりませんけれども、こうやって1項目とって上げておかなきゃいけないようなものなんでしょうか。例えば、健康診断を委託するところに一括して、そういう人の分まで含めた金額でお願いするっていうようなことができないんでしょうか。

**○人事課長** こちらの補助員賃金でございますけども、先ほど申し上げましたが、健康スクリーニングだとか、

乳がん検診、循環器系健診を保健福祉センターでやっておるんですが、そこに看護師さんを時間給をお願いをして来ていただいてやっていただくというものでございまして、ちょっとお待ちください。失礼いたしました。例えば健康スクリーニングでありましたら、看護師、これは聴力検査でございますが、1,900円で6時間を1人を2日間とかです、乳がん検診であれば、看護師に問診をお願いして6時間掛けるお1人2日間とかです、循環器系健診であれば、1,900円の6時間でお1人を2日というようなことで、それぞれ健診を行うに当たって、専門に看護師を来ていただいてやっておるということでございまして、委託はできないということでございまして、こちらのほうで看護師を用意して聴力検査等の協力をお願いするというものでございます。

○柴田博委員 何で委託ができないのかよくわかりませんが、そうすると実際お願いする人は、日常的には仕事をしてなくてフリーな時間がある方しか無理ですよ。そういう方がいらっしゃるわけですか。

○人事課長 お願いする方は健康づくり課のほうに登録していらっしゃる看護師さんを時間給でお願いするというものでございまして、先ほど申し上げた事業団ってどうか、やるほうに委託できないかということでございますけども、この健康スクリーニングの中のメニューの中に、それが入っていないということでございまして、こちらのほうで看護師を用意しなければならないという制度だそうでございますので、お願いいたします。

○委員長 ほかにどうですか。いいですか。それでは、130ページまでは以上で終了といたします。

きょうは、これにて散会ということで、お願いします。

午後4時45分 閉会

平成28年3月4日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印